

平成 25 年第 4 回防府市議会定例会会議録（その 3）

○平成 25 年 9 月 12 日（木曜日）

○議事日程

平成 25 年 9 月 12 日（木曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25 名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍太郎 君	6 番	木 村 一 彦 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	安 村 政 治 君
9 番	上 田 和 夫 君	10 番	田 中 敏 靖 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	藤 村 こずえ 君
13 番	清 水 浩 司 君	14 番	重 川 恭 年 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	今 津 誠 一 君
21 番	平 田 豊 民 君	22 番	中 林 堅 造 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	松 村 学 君
25 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松	浦	正	人	君	副	市	長	中	村	隆	君
教	育	長	杉	山	一	茂	君	代	表	監	査	委	員
中	村	恭	亮	君	総	務	部	長	吉	川	祐	司	君
上	下	水	道	事	業	管	理	者	浅	田	道	生	君
財	務	部	長	持	溝	秀	昭	君	総	務	課	長	林
財	務	部	長	福	谷	眞	人	君	健	康	福	祉	部
清	水	敏	男	君	土	木	都	市	建	設	部	長	金
子	俊	文	君	入	札	検	査	室	長	福	田	一	夫
君	会	計	管	理	者	木	村	雅	幸	君	教	育	部
堀	浩	二	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	原
田	知	昭	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局
長	福	田	直	之	君	監	査	委	員	会	事	務	局
長	藤	本	豊	君	消	防	長	牛	丸	正	美	君	上
下	水	道	局	次	長	大	田	隆	康	君			

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前 10 時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。2 番、久保議員、3 番、山田議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより早速質問に入ります。最初は、24 番、松村議員。

〔24 番 松村 学君 登壇〕

○24 番（松村 学君） おはようございます。明政会の松村でございます。きょうは道の駅の併設について質問させていただきます。

防府市の宝とも言える海、中関港、三田尻港の発展こそが防府市の発展のかなめであると思っております。その火種になるべく三田尻港の振興策になるように私も質問をさせていただきたいと思っております。きょう後で御披露させていただきますが、議長の許可を得ましてパネルを 1 枚持参いたしました。後で御披露させていただきたいと思っております。

それでは早速ですが、質問に入らせていただきます。

「潮彩市場防府」は平成２０年３月２９日に、施主である防府水産物荷受協同組合が水産庁の漁業経営流通構造改善事業費補助金１億５，０００万円を受け、総事業費３億円で新築地の同組合西側敷地に、瀬戸内の生産者が、新鮮で旬な食材、安心して食せる食材をお客様の立場に立った安心価格で提供し、おいしい食文化、魚食についての正しい知識、情報を発信するために建設され、三田尻港の核施設となるべく誕生いたしました。現在でも、年間３０万人を超える来場者を得るに至っているところでございます。

ところが、平成２１年１０月に同組合の経営が行き詰まり、休業となり、施設存続が懸念されていましたが、同年１２月に、建設当初の理念に基づき、施設をどうにか存続維持したいという熱い思いで、新たな事業主体として当時のテナントの方々に構成する、「潮彩市場ほうふ振興事業協同組合」が設立されたところです。

その後、平成２２年２月に防府水産物荷受協同組合より自己破産申請が出され、平成２４年４月に防府市へ土地、建物の所有権移転、同年に破産手続きが完了し、平成２５年７月「潮彩市場ほうふ振興事業協同組合」が指定管理者となり、長きにわたる存続問題も、組合の方々の献身的な努力と忍耐により、ようやく潮彩市場も再出発することができました。

ここで、この問題に携われました市当局関係者の皆様には、熱く御礼を申し上げます。

一方、防府市も潮彩市場竣工を期に「みなとオアシス」の制度を活用し、潮彩市場を核施設として三田尻港周辺のソフト事業整備を図ることを検討し、仮登録をしましたが、平成２２年４月に「みなとオアシス」の制度の主体であった港振興交付金制度が変更、廃止。

さらに、平成２２年８月に国交省の重点港湾の選定から中関・三田尻港が漏れ、今後の三田尻港の整備が困難となりましたが、県はこのたびの地域防災計画において、この三田尻港を大規模地震発生時の海上輸送基地として整備を図るとしており、耐震強化岸壁の整備が既に事業化を決定しております。今後、県の防災港としての位置づけが期待されるところです。

また、平成２５年７月８日付で、市から県港湾課に重要港湾三田尻中関港の整備について要望書も提出され、三田尻港の整備のあり方についても記されています。まさに、「ピンチはチャンス」と言いますが、一度不運にも取り残されてしまった三田尻港の状況は、ここ最近で一変し、また明るい兆しが見えてきました。

そこで、このチャンスをきちんとつかみ取るため、今後も当初の計画どおり潮彩市場を核とした三田尻港の整備を進める必要があります。しかし、潮彩市場はいまだ持ち直しを図っている途中であり、空き店舗も残っており、いま一步、起爆剤を投入すべきと考えま

す。

そこで、ここを確固たるにぎわいの核とするためにも、潮彩市場に道の駅を併設してはいかがでしょうか。道の駅は休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能としての役割があり、全国でも地域おこし、にぎわいの創出のため、さまざまな形態の道の駅が整備され、現在までに全国で1,004カ所も地域の核として設置され、成功事例が無数にあります。

そして、この道の駅は1993年4月に正式登録した「道の駅阿武町」が全国第1号でありまして、山口県は道の駅発祥の地であり、県内には20カ所の道の駅が設置されております。

道の駅の基本要件といたしまして、24時間可能な無料駐車場20台以上と10基以上の便器の確保これが1点。施設のバリアフリー化これが2点目。道路と地域情報を提供する者が原則常駐すること、これが3点目。国交省管轄の国道、県道の沿線に位置する場所が主な――4点目で、主な要件であり、ここ潮彩市場ではほぼ要件を整えています。

さらに、半日で七、八千台の交通量がある環状1号線の沿線に位置し、この環状1号線が平成28年度に国道2号バイパスに直結し、環状1号線が完全開通する運びとなっております。

そうすれば、宇部や周南から来る車の大動脈となり、はかり知れない交通量が予想され、まさにその沿線上になる潮彩市場は、海に面し、風光明媚でオアシスのような休憩施設として、防府ではこれ以上の条件のよいところはありません。

また、道の駅設置のメリットとして、所管の国交省の補助金、交付金を得られるだけでなく、道の駅スタイルに合わせた各省庁の補助金も組み合わせて受けることができ、工夫次第で多額の補助金、交付金を得ることができます。

そこで、いま一度お聞きしますが、平成28年に念願の環状1号線の開通を機に、市としての記念事業として「潮彩市場防府」に道の駅を併設していただきたいと考えますが、執行部の御所見をお尋ねいたします。どうぞ、答弁よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

水産総合交流施設「潮彩市場防府」につきましては、防府水産物荷受協同組合の破綻を受け、地域の活性化を目的とする施設として、数々の紆余曲折の後、県の御協力のもと、昨年、決断をして市が取得したものでございますし、本年7月からは指定管理者による管理を行う施設として再出発をしたところでもございます。

その後、現在に至るまで「潮彩市場防府」を活性化させるため、県、漁協、潮彩市場は

うふ振興事業協同組合、そして市で組織をしております潮彩市場防府活性化協議会を継続的に開催し、活性化策を協議しているところでございます。

今年度、市では、主たる設置目的であります交流人口の増加と地域活性化のため、また、観光の拠点ともするために、案内看板の設置や駐車場の整備などを行うことといたしておりますが、魚介類や野菜など、地域食材をそろえる市場としての充実、観光客を受け入れる食堂の再生など、飲食施設を含むテナントの充実を図り、受け入れ態勢を万全とすることが重要であると考えております。

そのため、指定管理者であります潮彩市場ほうふ振興事業協同組合の事務局長さんを中心に対策を講じておりまして、食堂については9月中旬から再開するとしており、物販関連につきましても、新たな方策を打ち出すとの報告を受けているところでございます。

また、改定された山口県港湾整備計画では、三田尻中関港の三田尻地区は環境交流ゾーンと位置づけられ、人々が集う親水・交流空間の創出を整備方針として掲げられておりまして、潮彩市場もその中核施設として位置づけられていることから、本市も、先ほど申し上げましたように、潮彩市場の活性化に向け、種々取り組んでいるところでありまして、港湾整備計画の早期実現や、管理が十分とはいえない周辺の緑地等への適切な対応などを港湾管理者であります山口県御当局に対しまして、本年7月に要望いたしているところでもございます。

また、市といたしましても春の定期観光バスで好評でありました潮彩市場での昼食を、秋の定期観光バスの周遊3コース全てに組み込むなど、PRに努めているところでもございます。

道の駅の登録につきまして御意見がございましたが、並びに質問もございましたが、潮彩市場防府活性化協議会におきましても、そもそも発会当時から道の駅そのものが持つ集客力や情報発信力に注目しているところでありまして、登録の可能性や要件など環境が整えば、登録に向けた検討もできていくのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 答弁ありがとうございました。今、活性化協議会のほうでもそのような話が出て、前向きに検討されているということで、大変うれしく思います。

そもそも今、先ほど御紹介しました「みなとオアシス」の話をさせていただきましたけど、市としても当時、対応が早くて担当者の課長さんらが潮彩市場にも頻繁に来られて、ここを何とか活性化したいという思いの中で、何かいい制度はないかという中での「みなとオアシス」でした。

「みなとオアシス」でやれば、あの周辺の環境も交付金で整備されるし、施設自体も国の資金を得てできるということで、すごく議会としても期待しておりましたけども、政権が変わって、いろんな事業整理の中で、こういった防府市にとっていい事業も切られてしまった、頓挫したような状況でありましたけども、道の駅という手法を使えば、施設自体は何とかまた国の補助金を得てよみがえることもできますし、今、市長さんも言われましたけど、市としても今、周辺の整備について格段の配慮をお願いしている、市長さんもお願ひされているということですから、きっと前に僕は進むというふうに信じております。

そこで、再質問させていただきますけども、まず、道の駅設置要件でありますけども、駐車場のスペースというのは今現在、先ほども何か、整備するというような話でしたが、今後、何台分ぐらい確保できるのか、その辺のところをちょっとお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） お答えします。

駐車場の台数が現在、小型車が81台、大型が2台ということですが、今、駐車場がかなりでこぼこしておりますので、そのあたりの整備もやっていく予定にはしております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 結構山口県内の道の駅を見ても、大体60台前後ぐらいの台数です。そこからしてもかなりの台数であるということで、かなり集客が見込めると、周辺も今から整備してくれる駐車場が確保できると思いますので、もっと集客できるというような話になってくると思います。

それと、潮彩市場開店当初の店舗数と現在の店舗数、つまり今、空き店舗が少し目立っておるわけですが、それと直営のスペース、当初、直営のスペースというのはそんなになかったと思うのですが、今、組合直営のスペースですね、テナントではなくて。そういったものの対比をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） オープン当初と今現在の比較ということですけど、オープン当初は店舗が13店舗ありました。その中でいわゆる荷受組合が直営でやっていたのが3店舗ありました。

現在は、12店舗、今、営業をしています。今、空いておるのが2階の「安心食堂」大きな食堂ですね。ここは空いておりますが、先ほど市長が答弁しましたように、今月の中旬には、ここは新たな営業が始まる予定になっております。

直営については、現在の直営では振興組合がやっているのが、1階部分の「一」という、お土産とか、ちょっと野菜を売ったりとか、そういったスペースを直営でやっております。

以上です。だから、空き店舗については今、2階だけです。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○24番（松村 学君） 直営の店舗の今、スペースの面積が知りたかったんですけども、まあ、いいです。

私も記憶をよみがえらせてみますと、昔はあそこへお肉屋さんがあったり、仁保のお餅屋さんがあったり、実際いろいろな、週がわり、月がわりで契約されたのかもしれませんが、下松の朝日屋さんといって、金賞を受賞した、世界で、有名なウイナー屋さんとかあるんですけど、そういったものがコロコロと変わりながら入って、これは別に悪い話ではなくて、そういう短期での契約だと思うんですけど、結構にぎわっておりました。

今、その、昔、肉屋さんをやっていたところも、何か飾りが置いてあったりとか、直営で今やっているところも、椅子やら机が出されていて、そこでご飯を食べるようになってるんですけど、昔はそこでも商売をしていらっしゃいましたから、かなり縮小しているのではないかなと、言うならば賃料収入も昔に比べれば激減しているのではないかと推察いたします。

そうしますと、今後、やっぱりテナントを増やしていくと、直営ではなくてテナントを増やしていくことこそが、また市の今後の財源圧縮にもつながってきますし、強いて言えばプラスに転じるかもしれませんし、そういった形で、今後、頑張っていただかないといけないかなと思っております。

それと、もう一つお聞きしますが、昔、荷受組合の事務所、セリ場、冷凍室、加工場も一応市が取得しております。これについては、今まだ放置されているような状況だと思うんですけど、今後の展開としては、どういうことを考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 旧市場の事務所とセリ場ですか、セリをやっている場所につきましては今、イベントといいますか、この前、和太鼓なんかをやったんですけども、そういった部分では活用していますけど、それ以外に事務所、それから加工場、冷凍室あたりは、今のところまだ、今後の活用の予定は決めておりません。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○24番（松村 学君） ここももったいないわけですから、やはり修復するなりして、また用途を変えて、使ったほうがもちろんいいわけですから、そうなってくるとお金がか

かるわけですね、どうしても。市単独でやるのはきついと思います。

ですから、道の駅という制度に乗ってやって、いろんな補助金をくっつけて、市とか、今の活性化協議会、また市民の方々のニーズに合わせたような施設、そういったものをぜひつくっていただきたいなと思っております。まあ、工夫をすれば施設全体も、また相乗効果が出ると思いますし、今後、潮彩市場のまさに飛躍するチャンスかなというふうに私は思っております。

先ほど言いましたけども、潮彩市場本体に、今、子育て支援といいますか、子どもたちが遊ぶような部屋もありますよね。本来、昔はあそこは店舗だったんですよ。だからもったいないなと思うんですよ。

だから、ああいうものは位置を変えて、例えば今の加工場を改造して、1階にそういう子どもの遊ぶようなところをつくったり、2階とかはやはり、昔、店舗だったところは、極力店舗として改修して使えるようにしていただいたほうが、潮彩市場の収入という観点からしても、そっちのほうは潮彩市場のいきめがいくんではないかなというふうに思います。

そういったことも、今後、活性化協議会の方でよく議論をしていただいて、いろんな店舗が入ったり、店舗だけじゃなくていろんな機能、これは私もまだわかりませんが、会議室とかもいるかもしれませんし、まあ、防府市を紹介するような、まちの駅と潮彩市場、海の駅と言ったら語弊があるかもしれませんが、その連携プレイといいますか、今度は海に行ってみよう、きれいだね。今度は天満宮に行ってみよう、「うめてらす」で、また、お土産を買ったりというような相乗効果、こういったものをやっぱり期待していきたいというふうに思っております。

今、先ほど、道の駅でいうと、トイレと駐車場については、道路整備交付金というので55%の補助率です。それ以外での推奨関係になるのかもしれませんが、こういった形で該当するような補助金のメニューというのは、実際どういったものがあるのでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 農水省関係の補助金のメニューというお尋ねですけど、ちょっと調べましたら、メニュー名で言いますと、農山漁村の所得増大対策、ちょっとこれは6次産業化関連のことになるんですけど、ちょっと違うかもわかりませんが、とりあえず施設整備のメニューも入っております。

それから、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これにつきましてはいわゆる農林水産物の処理加工施設等の整備が対象ということですから、今から先、店舗のほうの、い

わゆる施設の改造をするときには対象になる可能性はあります。

それから、都市農村共生・対流総合対策交付金というんですけど、これは施設の整備、補修とか、そういったものが対象になるようです。

もう一つは、「農」のある暮らしづくり交付金、これもやはり生産・加工・流通を促進する施設が対象なんですが、これはあくまで「農」ですので、水産業はありませんので、まあ、中に野菜とか農業関係のものを入れるようになれば、これは対象になるかも知れません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 今聞いただけでも、かなり補助金のメニューがあります。今、実際、野菜のほうも潮彩市場のほうで売られておりますので、今後、施設の改修とかで、また別途にそういったゾーンをゾーニングすることも可能だと思いますし、本当にだから幅が広いということなんです。だから、取り組みいかんでは、大変面白い展開が期待できるのではないかとこのように思っております。

次は、交通量の観点で再質問をしていきたいと思いますが、先ほど環状1号線の半日の交通量が七、八千台ということです。環状1号線が完全開通した場合、この辺の予想交通量というのは、実際、出ているんでしょうか。もし出ていたら教えてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの環状1号線、国道2号まで開通した暁の将来交通量ということの御質問だと思いますが。

実は環状1号線、現在整備が進められております国道2号までの区間、平成22年5月に都市計画決定の変更という手続きを行いまして、議員の皆様方にも御説明をさしあげましたが、その当時の推計値になりますが、国道2号まで開通した暁には、約1万4,900台程度になろうかという推計値がございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○24番（松村 学君） ありがとうございます。交通量が現在の2倍になるということでございます。ということは、それぐらいの人通りがあるわけですから、もちろん立地的に見ても最適であるというのは、今のでわかったと思います。

現在でも言えることでございますけども、先ほど看板の設置という話もちょっとございましたけど、お聞きしますけども、潮彩市場は環状線から二、三百メートルぐらい引き込んだところにあるんですね。だから、現在、位置がわかりにくいという、市民の方からも

結構問い合わせもあります。大分、有名にはなってきたんですけど、まだ、どこにあるんだろうと、あの辺に行ったら、どこにあるんだろうと迷われる人もいます。

道の駅になれば、そういった誘導サインを容易に設置することができますし、市としても旧国道２号と環状線の交差点、あとモルテンの辺の交差点、今後は国道２号バイパスと環状線の連結点というのができると思いますので、やっぱりその辺に大きい数メートル級の引き込み看板を設置して、これは今でも言えることですけど、その辺のところを今後検討していただきたいなと思うんですけど、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 実は、先ほどの答弁でも看板の設置ということで答弁しましたが、現在、誘導看板ということで８カ所ほど工事を出す予定にしております。入札が近々ありますので、業者が決まり次第工事に入りたいと思っています。かなり大きな看板を予定しております。

ウエルカム看板といいますか、潮彩市場には高さが５メートル５０センチメートルぐらいの高さの、タワーの看板を、そこに至るまでの誘導看板ということで、陸橋とか標識にぶら下げるような形で工事をしたいと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○２４番（松村 学君） じゃ、早速そういった問題も手を打たれているということで、大変感謝しておりますし、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、野島海運の発着場を潮彩市場に移設するというような話も、今、御検討されていると思いますが、また、イオンタウンのシャトルバスを潮彩市場に延ばすために、本年の新年度予算で経費を計上したところがございますけども、今後、こういったところの見通しはどうなってくるのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） まず、イオンタウンへ行っているシャトルバスの延長についてですけど、実は交渉してきたんですけど、最終的にイオンタウンとの折り合いが、話がまとまりませんでした。

で、そうはいつでもやはり潮彩市場にはバスが必要だと思いますので、平日は無理なんですけど、土・日に限って、いわゆる駅から「うめてらす」を経由したような形で、あと毛利邸前、そういった周遊的な感じで潮彩市場まで来るようなバスを１時間に１本ぐらい持ってきて来ればということで、今、考えております。ちょっとそれを、定期観光バスを今運行しますので、それが終わった段階ぐらいからやってみたいなということで、今計画を持

っています。

以上です。（「それと野島海運の航路の移設について」と呼ぶ者あり）野島航路の移設ですね。ちょっとそのあたりにつきましては、まだちょっと検討の段階で、具体的に申し上げるところまでいっておりません。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○24番（松村 学君） ちょっと今そういった状態にもなっていますが、ここにもし、人のにぎわいが、人のたまりがすごくできると、今後、そういった防長バスさんもいらっしゃいますし、そういったところで定期便を出そうというような話にもなってくるのかなと。

そうなってくれば、ひいては野島の発着所があそこに移設すれば、道の駅の南側に移設できれば、野島の島民の皆さんの生活も向上すると思うんですよ。すぐにそういった食材も手に入りますし、また、バスがすぐ出ていれば、そこから病院にすぐさっと、直接まちなかに行けるわけですから。そういったことになると、この道の駅をつくることによって、その他にまたいろんな効果といいますか、いろんな生活の利便性、周辺の、野島の島民の皆様方のそういった生活も向上するというふうに私は期待をしておりますし、そのためにも何としてもこの道の駅をやっていただきたいと、このように思っております。

最後になりますけども、先ほど言いましたパネルをちょっとお持ちしました。これは山口県の道の駅が今、設置されている、20カ所ほどありますけど、このちょっと赤は私が塗り間違えまして、これ1枚1,400円いたしまして、高いので、そのまま使わせていただいております。

この黒いのが国道2号です。よく見てください。道の駅は山口県では国道191、9号沿いに結構密集しておりまして、北側に密集しているんです。国道2号沿い、この絵を見てください。サザンセットの大島からずっと何もないんですよ。ようやく秋穂の道の駅と阿知須の「きららあじす」があるんです。それまで何もないんです。つまり、瀬戸内側に道の駅が余り設置されていないんです。これはチャンスだなと思いました。ちなみにこの真ん中が防府市ですから。

実は、今、周南市のほうで戸田がちょっと今取り組んでおります、道の駅を。ちょっと先手を打たれたような感じになってはいますが、しかし、防府市のほうがもちろん海に面していますから、風光明媚ですから、やっぱり防府市のほうに私は人が行くんじゃないかなと、もし道の駅が設置されたらそっちのほうに行くんじゃないかというふうに思っております。これ皆さんにもお見せしますが、山口県がこうありまして、赤いのが施設、道の駅なんですけど、この黒いのが国道2号です。今からそちらに回してお見せします。

よく見てください。東側が全然ありませんね。東側に道の駅は全然設置されておられません。これはチャンスだと思いました。

そういうことでございまして、瀬戸内側のにぎわいの本当に絶えない休憩所として、防府市に道の駅が設置されたら名所になる、十分なポテンシャルが私は備わっていると思います。ぜひ、何とぞ来年度の予算で、道の駅設置に向けた経費を計上していただいて、平成28年度の環状1号線完全開通記念事業として、「潮彩市場防府」に道の駅を設置し、三田尻港にいま一度にぎわいを取り戻していただきたいと強く要望いたします。

秋には、10月の27日だったと思いますけど、潮彩市場で花火大会も予定されております。我々子どものときに、昔は山の花火と海の花火、2回ありました、年に。いつしか景気低迷とともに海の花火がなくなりましたが、今こうして市民の有志の方々の手によって、復活の途についております。今こそ、さらに市としても一工夫加えて、力強い後押しをお願いしたいと思います。

最後に、市長さんにお尋ねしたいと思うんですけども、市長もこの防府の海に対してはすごい思いが、以前も語っていただきましたけども、防府の海というものを活用したまちづくりというものを考えておられると聞いておりますけども、今後、この三田尻地区の振興のために、これだけではないと思いますけども、いろんなことも考えられていると思いますけども、きょうのこの話を聞いて、市長さんの思い、できれば教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど来から拝聴いたしておりますが、私も、可能なことからということで、現在、取り組みを命じておりますし、私も個人的ではございますが一生懸命応援をしておるつもりでございます。

道の駅につきましては、若干懸念される要素もありはするんですけども、とは言いながらロケーション的には最高の場所であろうと、このように思っておりますので、一つの目標を絞り込む、例えば市制施行80周年の開業を目指すとか、これが今、議員が御指摘の平成28年ではないかとも思っておりますし、そういう一つの記念事業で一過性に終わらせてしまうのではなくて、そこから20年先には100年が来るというような展望の中で、野島の航路も、あるいは道の駅も、あるいは生活交通に等しいようなバス路線の確保とか、それと観光のバス路線を抱き合わせにするとか、今、いろんなことを私、プランニングは産業振興部のほうに投げかけているところでございます。

ということで、力を合わせて、港の振興のために頑張っていこうではありませんか。よろしく願いいたします。

○ 2 4 番（松村 学君） 力強いお言葉、ありがとうございます。本当、市長さんはまちの駅も手がけられて、できましたら今度は海の駅、そういったものもやられて、そういった防府の核を市長さんがつくっていかれたということで、我々も次の次の世代かもしれませんが、そういうことをしっかり受け継いで、防府市のにぎわいのために頑張っていきたい、防府市の発展のために頑張っていきたいと思いますので、なにとぞ市長さん、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、24番、松村議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、16番、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○ 1 6 番（山根 祐二君） 公明党の山根でございます。本日は、いじめ対策について質問をさせていただきます。

第183回国会において、「いじめ防止対策推進法」が成立をし、平成25年6月28日に公布をされました。法律の附則第1条には公布の日から3カ月を経過した日から施行するとありますので、本年9月28日施行となります。法律が施行されるに当たり、地方自治体の責務等がありますので、それについて質問をさせていただきます。

文科省によりますと、法律はいじめが児童等の教育を受ける権利を侵害し、成長に重大な影響を与え、その生命、または身体に危険を生じさせるため、いじめの防止等の対策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、いじめ防止対策を推進することを目的としております。また、いじめとは、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義をしています。

文科省の通知にあります、国は、いじめ防止推進法において、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求め、また学校に対しては、いじめ防止基本方針、または地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた、同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべき、いじめの防止等に関する措置や重大事態への対処等について規定しております。そこで質問をいたします。

1、地域いじめ防止基本方針の策定について御所見を伺います。2、法9条は、保護者の責務を定めていますが、教育委員会や学校が講ずる、いじめ防止の措置に対し、保護者の協力を求めるためにはどのようにするのか。3番目、法14条では、条例により地方自治体が「いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」とありますが、どのように取り

組まれるのかお伺いいたします。４番目、法はインターネットを通じて行われるいじめに対し、それに対処する体制の整備を、国及び地方公共団体に求めていますがお考えを伺います。５番目、法２８条は、いじめの重大事態を示しておりますが、本市で過去にこれに該当する事例があったかどうか。

以上、５点について質問をいたします。

○議長（行重 延昭君） １６番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） いじめ防止対策についてお答えします。

１点目の、地域いじめ防止基本方針の本市の考えについてでございますが、まず、国の基本方針策定に向けた動向を申し上げますと、８月末に関係団体とのヒアリングを終え、９月の第３週までに２回の協議を重ね、９月中には——遅くとも１０月中旬までには最終的な意見が取りまとめられることになっております。

本市の基本方針策定につきましては、現在、策定中の国のいじめ防止基本方針を参酌し、また県の動向を注視しながら、本市の実情に応じた基本方針を、本年度中には策定したいと考えております。

こうした中、現在検討している本市の基本方針につきましては、その内容は国及び県の基本方針を踏まえ、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、内容に関する事項、対策に関する重要事項を柱として考えております。

具体的には、いじめの問題克服に向けた基本的な考え方や、いじめの防止等に関する基本的な考え方、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処、いじめ防止等のために本市が講ずべき施策、いじめ防止のために学校が実施すべき施策、重大事態への対処等についてまとめる予定でございます。

２点目の、保護者の責務について定めているが、その協力はどのように求めるのかという御質問でございますが、法第９条には「保護者は児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めるものとし、いじめを受けた場合には適切にいじめから保護するものとする」と定められています。

防府市教育委員会としましては、いじめが発生した場合、加害者側の保護者に対し、学校と連携しながら、いじめの事実を速やかに知らせ、子どもの反省を促すために、時間をかけて話し合いを持つようお願いしています。また、被害者への謝罪や、今後二度といじめを繰り返すことがないよう、粘り強く指導をしていく必要性を保護者に理解してもらうとともに、いじめに至った背景や子どもの心の変化についても保護者への理解を求め、反

省を促していけるよう、保護者の協力を求めています。

さらに、学校とともに家庭においても継続的な見守りや支援等、経過観察の協力をお願いしているところでございます。

具体的な取り組みとしましては、保護者に対していじめの未然防止のために、防府市教育委員会として取り組んでいる主なことを4つ御説明いたします。

1つ目は、防府市教育委員会主催の生徒指導総合研修会で、本市のいじめの状況や未然防止の取り組みについて説明するなどの啓発活動を毎年行っております。

2つ目は、いじめ未然防止に向けた講演会のリーフレットや教育相談機関のパンフレット等を配布し、いじめ防止に向けた啓発活動に取り組んでおります。

3つ目は、各学校において、学校だよりや保護者会などを利用して、いじめの未然防止に向けた取り組みの報告や、講話等を実施するよう、校長に対して指導しております。

4つ目は、今後、学校運営協議会や地域協育ネットを利用し、いじめの未然防止に向けたテーマで学校、家庭、地域の方々を交えて協議してもらう予定にしております。

防府市教育委員会といたしましては、今後も保護者に対していじめの未然防止に向けた啓発活動を積極的に実施していきたいと考えております。万が一、児童・生徒の生命、心身、または財産に重大な被害を与えるようないじめ問題が発生した場合には、所轄警察署と連携し、対処することが必要になります。重大ないじめ問題が犯罪行為として取り扱われることを保護者に理解してもらわなくてはなりません。

そのためにも、各学校におきましてPTA総会や保護者会、学校だより等を通じて、重大ないじめ問題に対しては、警察等の関係機関と連携し対処していくことを、事前に保護者に周知しておくことが大切となります。

3点目のいじめ問題対策連絡協議会の設置についての御質問ですが、防府市教育委員会といたしましては、条例の制定等を視野に入れながら、いじめ問題対策連絡協議会の設置に向け、前向きに検討していきたいと考えております。

設置する場合の協議会の構成メンバーにつきましては、学校関係者、教育委員会、児童相談所、所轄警察署、地方法務局、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が想定されます。基本方針の策定に合わせて、本協議会のメンバーについても検討していきます。その際、男女共同参画社会の視点から、女性委員が含まれるような組織にしていきたいと考えております。

もし重大ないじめが発生した場合は、防府市教育委員会といたしましては学校と連携し、いじめに遭った被害者の心情を最優先し、対応してまいります。被害者、加害者双方からの聞き取りを行い、被害者側の意向を最優先しながら総合的に判断し、いじめ問題を公表

したり、所轄警察署への通報の措置をとったりしてまいります。重大ないじめ問題を私どもが隠蔽することはございません。

4点目の、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備についてでございますが、本市では二、三年前から、インターネットの掲示板や学校裏サイト等に誹謗中傷を書き込む事案が見受けられるようになりました。

また、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及により、ライン等のメールによる悪口や画像の投稿等の問題で、人間関係が崩れ、いわゆる登校しぶりや仲間外れ等に発展したケースもありました。

他の市町でも、本市同様に掲示板への書き込みによる誹謗中傷やライン等による仲間外し、画像の無断掲載等の問題が発生する等、インターネットによるいじめの問題は、深刻化しつつあり、学校や教育委員会が対応に苦慮することが多くなってきております。

インターネットによるいじめ問題を相談できる外部機関としましては、セミナパークに子どもと親のサポートセンターがあります。ネットアドバイザーが常駐し、インターネット上の誹謗中傷や書き込み等の問題解決のために、電話相談を受け付けております。また、山口県警察本部内にもサイバー犯罪対策室があります。そのほかには、山口地方法務局においてもネット問題の相談に対応しております。

もし、インターネット上のブログや掲示板に悪口や誹謗中傷等の書き込みがあった場合は、防府市教育委員会から管理人に削除を依頼することもできます。最近では学校から連絡を受け、直ちに削除依頼を行い、書き込みを削除した例もございます。また、インターネット上に、問題のある書き込みや画像流出等があった場合は、速やかに防府市教育委員会に連絡してもらえれば、書き込みを削除できる体制を整えておりますので、何かあれば連絡してもらいたいと思っております。

5点目の過去に重大ないじめの報告があったかという御質問でございますが、法第28条の規定に類する報告は、過去3年間においては生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた、そうしたいじめはありませんが、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたいじめにつきましては、これはございました。

防府市教育委員会では、この事実を重く、深刻に受けとめておりまして、現在も学校や関係機関と連携し、問題の改善に向けて努力しております。

なお、今後も第28条の規定に類するような重大ないじめの発生や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のますますの普及によるネットいじめの増加も懸念されます。

防府市教育委員会といたしましては、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得ると

いう危機意識のもと、いじめは決して許されないものであるという毅然とした姿勢で、いじめ問題に対して真剣に向き合い、学校、関係機関と連携して、未然防止、早期解決に誠心誠意取り組み、市内全ての子どもたちが安心して登校できる、信頼される学校づくりの推進に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御丁寧な答弁いただきまして、大変ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

1番目の基本的な方針の策定に対し、地域の実情に応じて地域でも策定していくということがありますけれども、今、教育長のほうから、国が8月末にヒアリングを行い10月中旬までに最終的に取りまとめを行っていくというようなお話がございました。

今回、この質問を通告をいたしまして、執行部の方のお話を伺ったところ、国から県、県から市と、実務についてそのような流れがあるということをお伺いいたしました。法律が平成25年の6月28日に成立して、それから施行まで3カ月の期間を置くということでありましたので、私、個人的にはその3カ月の間に執行日までに、明確な体制でスタートできるように固めていくのではないかという考えも持っておりましたので、そういった実態に少し驚いております。今、現在もいじめが全国で起こっているということを考えますと、こういった体制、いかななものかなという気持ちもいたします。

そういった体制を整える期間というのは、できるだけ短くしていただきまして、国から、県からの流れが来た折には、迅速な対応を図っていただきたいというふうに思うものであります。国の体制が、流れが来てからというようなお話でありましたけれども、文科省ではやはり官報というのを平成25年の6月28日付で法のあらましというのを示しておりますので、そういった内容を吟味いたしまして、早急な検討を図っていただきたいと思うものであります。

2番目の保護者の協力に関しましては、PTA総会とか、あるいは学校との連携、話し合いを持つことによって保護者の理解を求めるというようなお話がありました。実際には、法律が保護者の協力を求めているのでありますけれども、実務的には学校の役割が大きいわけでありまして。

児童に対してもいろいろ求めることがあると思います。保護者に対してと、そして児童に対する指導についても先ほど答弁の中で申されましたので、その辺のところは確実にそれを行っていただきたいと思います。

2012年4月からの半年間というので、全国のいじめ件数というのはデータが示され

ておるんですけれども、2012年4月からの半年間で、全国でのいじめ認知件数というのが14万4,000件余りというデータがございますが、本市の直近のいじめ認知件数、この期間はいつでもよろしいんですけれども、近いところで、データを取っていらっしゃる期間の中で、本市のいじめ認知件数というのは、どのように把握しておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 本市のいじめの認知件数というふうに申されました。今、私どもの手元にあるのは、直近では平成24年度1年間の件数ですが、小学校におきましては19件、中学校におきましては51件、合計70件でございます。

これにつきましては、昨年度来、この大津市の痛ましい事件、そうしたものを含めまして、とにかく被害者と申しましょうか、受けたほうが精神的あるいは身体的、そうしたもので、苦痛を感じたものは全てということで、70件という大きな数になっているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁いただきましたように、本市においてもこのような数が上がっているということで、決して他人事ではないと、真剣に取り組んでいく必要があるというふうに考えます。

それから3番目の、いじめ問題対策連絡協議会を設置することができるというのが法の第14条でございます。教育長は答弁の中で、前向きに検討していきたいと、設置する場合こういうふうにしていくと——女性委員のことも申されました——というふうに言われてまして、設置するかどうかは明確ではないのですけれども、法第14条では、学校、教育委員会、法務局、警察などと連携するこのいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるというふうに明記しております。必ず設置すべきであるのではないかと、このように思っております。

やはり学校という閉鎖された中で、子どもが訴えるのは教師に対して、社会で言えば警察に対して訴えるわけでありましてけれども、学校の中で訴えを聞いてくれた教師が動いてくれない、また一般社会では訴えをした警察が動いてくれないということであれば、これは被害者にとっては最悪な状態ではないかと思えます。

また、学校では対処できない事柄も発生すると思いますので、そういったときには警察、あるいはそのほかの意見を聞くことも必要になってくると思いますので、こういったいじめ問題対策連絡協議会の必要性を強く感じております。

4番目の、インターネットのいじめに対する体制整備については、教育長からは二、三年前より掲示板に書き込みが見られると、ライン等によるいじめも確認しているというようなお話がありました。

防府市でこういったことを確認しているということであれば、ネット監視の体制を持っていらっしゃると思うわけですが、現在の、本市のネット監視に対する体制、よそに委託されているかどうか、その辺のところはよくわかりませんが、こういった体制で監視を現在されているのか、そのことについてお聞かせ願います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ネット監視の特別な組織は設けておりませんが、しかし、私も教育委員会の学校教育課の中に生徒指導担当、いわゆる専門の指導主事がありまして、それがいろんなところと連携しながら、その見張るというふうな、監視するというようなそうした体制を取っております。

直接的にはやはり学校の児童・生徒、さらには保護者、そうしたところからの報告なり、あるいは連絡があつて、そうしたものに対して被害を受けている、そうした誹謗中傷、そうしたものがあれば、早急にそうしたものが削除できるような、そうしたものは、警察等と連携しながら対応しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） はい、ありがとうございます。

監視に対しては、特別なその体制は市では設けていないというような御答弁でございました。二重、三重の体制というのがあれば、より発見も早くなるのではないかと思います。その辺のところも必要なかどうか、市でそういう組織を大きなものではなくても、そういう部門が少しでもあれば、監視することについて、発見が早くなるのではないかというふうにも感じますので、その辺のところは御検討いただきたいというふうに思います。どういう体制が一番いいのかわかるということも考えていただきたいと思います。

昨今、インターネットによるいじめというのは非常に、教育長の答弁にもありましたように数が多くなっております。掲示板に対する書き込みなどで、それを見た、また不特定多数のいじめが連動して起こる、いわゆる炎上現象というようなことも起きます。また、加害者に対する攻撃も発生していきます。これに対する対応というのは今後の大きな課題であるというふうに考えておりますので、ぜひとも御検討、よろしくお願いを申し上げます。

また、先ほど教育委員会より管理人に対してこういった掲示板に対する書き込みを削除

依頼できるということがありました。こういった行動に対しては、本当に迅速な対応が必要になってくると思いますので、そこを着実に実施していただきたいと思います。

いじめの重大事態に対しては、本市では身体に影響を及ぼすようなことについては3年間確認していないが、相当の期間、欠席する事例はあったというふうにありました。今回、この法律が成立し施行に至ったきっかけというのは、先ほど教育長からもありましたように、滋賀県大津市の事件からであります。この事件について、その経緯を若干紹介させていただきます。

この事件は、まだ皆様方の記憶に新しいと思いますが、2011年滋賀県大津市市内の中学校で発生いたしまして、10月11日に男子生徒が自宅マンションから飛び降り自殺したものであります。この直後、学校と教育委員会は、担任を含めて誰もいじめの事態に気づいていなかった、知らなかった、このように一貫して主張しておりました。

それではどんないじめがあったのかということで、これは保護者や外部からの依頼もありまして、アンケート調査をしております。そのアンケート結果によりますと、さまざまないじめの実態があらわれております。暴力に関する記述は138件あったと、いわゆる目撃情報が138件あったと。内容では、トイレで殴られた、廊下でおなかを蹴られた、鉢巻きで首を絞められた、あるいは体育大会で集団リンチのようなものに遭っていたという内容がありました。

また、金銭要求があった、万引きをさせられた、暴言や嫌がらせは173件あったと、顔に落書きされたとか、さまざまなことが露呈してまいりました。また、粘着テープを口に張られた、足のすねにもガムテープを張られて、剥がされて痛がっていたというふうなアンケートも出ております。

このアンケート結果については、市の教育委員会はこのアンケートの結果を公表せず、いじめと自殺との因果関係は不明というふうにしておりました、当初はですね。そして、このアンケート結果は、遺族の求めに応じまして遺族に渡されたんですけども、その際に、部外秘という確約書をつくりまして、それに署名をさせられたというような事実が判明しておりました。保護者の要請によりまして、さらに2回目、アンケートが実施をされて、学校はしかしながら1回目のアンケート調査と同様に、事実関係の調査を実施せず、調査結果の公表もしなかったわけでありまして、そして、学校から教育委員会には、新たな情報は確認できなかったと報告し、その調査を終了しております。こういった状況があったわけでありまして、いわゆる、こういった学校と教育委員会への批判、マスコミでも取り上げられたことでありまして、非常な批判が殺到しました。

この学校、教育委員会がこの中で言ったことがあるんですね。いじめた側にも人権があ

る。加害者の生徒に聞き取り調査は実施しなかった。こう言ったんです。そしたら、当然のことですが、このことに対しては批判が殺到いたしました。

この２回目のアンケートの中では、男子生徒が先生に泣きながらいじめを訴えたが対応してくれなかった。先生もいじめのことを知っていた。いじめを見て一緒に笑っていたなどの記載があったということも言われております。

なぜそういう状況だったのかと学校に聞いてみますと、学校側は、記載を見落としていた、いわゆるうそであろうと思いますが、こういったことを言っております。その後、学校側も供述がいろいろ変わってくるわけでありますけれども、当初いじめを認識した教諭はいなかったと言っていたのが、校長がその後、少なくとも教諭３人がいじめを認識していたというふうに説明を変えております。また、複数の教諭がいじめを自殺前から認識していたという内容を校長に提出していたといったことも判明しております。自殺前から２年生を担当する複数の教諭が、いじめを認識して対応に当たっていたということも示されております。これが、この事件の学校側の実態であったわけであります。

先ほど、過去に重大な事態があったかというふうに質問をいたしましたけれども、そういった事態が起こってからではなかなか遅い。法律ではそれを報告義務とか、さまざまな形で示しておりますけれども、それでは遅いということもあるわけです。

教育長、この大津の事件では教師がいじめを放置して、学校は全体としていじめを認識しなかったわけであります。この今回できた法律は、学校及び学校の教職員の責務として、学校及び学校の教職員は、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するとあります。

しかし、今からでも、このとおりしなくても教師に罰則はありません。このことはちょっと論議されているところなんですけども、教育長のお考えというのを、この罰則がないことについての教育長のお考えをここでお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 教員についての罰則ですが、私ども教育公務員としての罰則といった場合は、その身分とかいったときには地公法、さらには、特に教育公務員としては、いわゆるその行動、行為等が教育公務員としてふさわしくない、いわゆる法に触れる非違行為、そうしたときには処分の対象になります。

ですが、今申されましたが、何もしなかったことについてということに、いわゆるいじめを放置して、認識していなかったとか、そうしたことに対する結果として、自分たちが預かっている子どもたちが重大な被害をこうむった、あるいはそうした状況に陥ったということに対して罰則というのは、今のところ恐らく、そうした法律上ではございませんが、

やはり子どもたちを預かっているものとして、学校、そして学校の教職員だけでなく、子ども教育委員会もやはり同様な責務、いわゆるそれに対して子どもたちの安心・安全な学校生活、そうしたものに対しては、同様の責務があると思っております。

そうしたことから、万が一そうしたことが起きたときには、法律上の問題はありませんが、私どもが大きなやはり罪意識を持ちながら、やはり絶対にあってはならないということで対応をする以外、今はないと思います。

ですから、起こってからではなくて、起きないように、やはり日ごろの教育活動、あるいは子どもたちの指導の中で、絶えず子どもたちの、そうしたいじめのない安心・安全な学校生活というものを考えながら子どもたちを指導していく、そうしたことが大切と考えております。

ただ、罰則のないことに対して云々ということについては、今のところ私は、それがいい悪いというのはちょっと申せませんが、ただ、非為行為という、教育公務員としての非違行為ではないけれども、落ち度はあるというふうに思っております。そのことに対しては深く反省しなければいけないと、また法的に今後、そうしたことで何らかの罰則規程ができて、それは当然だとは思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。少し答えにくい質問をいたしまして大変申しわけございません。

「いじめから子供を守ろうネットワーク」というのがございまして、この代表、多くのいじめを解決に導いてきた井澤氏という方がいらっしゃいまして、いろんな講演もなさっている方ですが、この罰則が法律に盛り込まれていないということで述べていらっしゃいます。

罰則というのは教育の精神にそぐわないという考え方によるものだと思う。しかしながら、実効性を高めるにはもう一段深く入る必要があるのではないかと。この程度で、やはり明確に申されてはおりませんが、法律はやはり国が定めるものですから、その国のほうで、今後また検討されていくことであろうと思います。

また、それが法律に触れるような行為であれば、当然、罰則は社会的に発生するわけがありますから、そういったときに警察との連携というものが必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

大津の事件では不十分であったと言われている警察などの外部の組織関係との、機関との連携というのが、この法律にはさまざま記述されております。この先ほど紹介しました

井澤さんも、先生方の多くは、お母さんも警察沙汰にすると大変ですよなどと言って、学校の中で抑えようとする。骨折したり、けがをさせたりという事件が起きても、お互いに話し合いで終わらせましょうということが多く、被害者が泣き寝入りすることも多いと。

今でも先生たちは、外部と連携しなければならないということは知っている。それでも実際は、いじめをなくすことができない。しかし、この法律によって、国がいじめを絶対に許さないという姿勢を示したことがすごく大きい。先生方が私たちも本当にいじめをなくしていこうと思うことに、この法律の大きな意義があると、このように井澤氏は述べていらっしゃいます。

先ほども答弁の中にもございましたけれども、法30条で、いじめの重大事態が発生したとき、学校は地方公共団体の長に報告し、長は調査を行ったときは議会に報告しなければならないというふうにあります。先ほど申しましたように、それでは、しかし、もう遅いわけです。

いじめの重大事態が発生しないよう取り組みをお願いし、早期発見、早期解決の姿勢を先生方に持っていただくことをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で16番、山根議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、23番、田中健次議員。

〔23番 田中 健次君 登壇〕

○23番（田中 健次君） 市民クラブの田中健次でございます。私、今回の一般質問の中で、新年度予算編成について、情報公開条例の全部改正について、橋の総点検についてという3つの項目を上げております。時間も今11時20分ぐらいでありますので、3つのうち途中で、議長さんの御判断で切っていただければというふうに思います。

それでは、質問の第1は、新年度予算編成についてお伺いをしたいと思います。

来年5月には、市長選挙実施が予定されておりますが、政策的経費や新規事業を除いた骨格予算とすべきではないかということについて、執行部の御見解をお伺いいたしたいと思っております。

本来、予算は、その年度の全ての歳入歳出で編成されるものですが、市長選挙が行われる年度は、政策的な判断ができにくいため、義務的経費や継続的事業を中心に計上し、政策的な新規事業は計上せずに編成することが多くあります。このような形で作成される予算を慣用的に「骨格予算」と呼びます。

市長選挙後、速やかに新規事業、投資的経費等の政策的経費は補正予算として6月議会、あるいは7月議会ということがありますが、こういう形で提出をいたします。これを骨格

予算に対して、慣用的に「肉付予算」というふうと呼んでおります。

山口県では、今年度、平成25年度において、2月から4月に市長選挙が実施された下関市、萩市、柳井市及び山陽小野田市の4市が、この骨格予算を編成いたしました。

来年6月20日が市長の任期であり、5月下旬には市長選挙の実施が予定をされていると思います。松浦市長は、さきの6月議会で、5期目に挑戦されることを述べられました。過去に防府市では――過去にというのは、かなり松浦市長以前ということですが、過去に防府市では11月に市長選挙が実施をされ、また松浦市長の1期目は3月議会終了後に市長リコールが提起されたということもあり、骨格予算にしないということは、言ってみれば当然ではありました。

その後、松浦市長の2期目から4期目までは、骨格予算とはしませんでした。他市の例などを見ると、むしろ骨格予算とするのがよいのではないかと、こう私は最近になって考えるようになりました。10月の下旬に新年度予算編成方針が示されるわけでありますが、来年度は政策的経費や新規事業を除いた骨格予算とすべきではないかと考え、市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

平成26年度予算の編成につきましては、骨格予算とすべきではないかという御意見であり、御質問であったかと思いますが、議員御案内のとおり、骨格予算とは、地方公共団体の長の選挙の時期等の関係から、政策的な判断が困難であるなどの事由により、新規事業や政策的な経費の計上を極力抑え、義務的経費や継続的な経費を中心に編成する予算とされておりまして、骨格予算を編成した場合におきましては、選挙後の議会において、政策的な経費や新規事業などを肉づけする補正予算を計上することとなります。

このように、骨格予算とする考え方も前回、4年前にもそんな御意見もあったかと思いますが、私の任期は来年6月20日まででございますので、新年度が始まって約四半期が経過すること、またこれまでの市長選挙におきましても、骨格予算とすることなく、政策的経費や新規事業を盛り込んだ予算編成を行っておりまして、このたびの予算編成におきましても、これまでと同様の通常予算を組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 市長は骨格予算を編成するという考えはないということで、その理由は6月20日が市長の任期ということで、4月、5月、6月の3カ月弱ですけれ

ども、その問題と、それから過去３回、４年前、８年前、１２年前ということでもあります。が、４年前のときには、この骨格予算の問題が初めて市議会で取り上げられたというふうに思います。

そういう問題について、かつては１１月に市長選挙があったということで、私なんかもそういう問題を考えなかったわけではありますが、しかし、４年前にそういう問題が一旦、提案されました。４年前のときには１２月議会でありまして、既に予算編成方針が出されて、後で、なぜ骨格予算にしなかったかと、後追いで質問がされたわけですから、ちょっとこれはその質問というのも順序がむしろ逆ではないかと思うわけがあります。

それで、ただ、その３カ月を盾にとって、あと９カ月というのか、全体のものを拘束するというのはいかがなものかということを描きしておきたいと思います。例えば、今年度、ちょっと私、全ての資料を調べたわけではありませんが、４月に選挙があるようなところは、みんな骨格予算にしております。４月に選挙があるということは、任期は５月のある時期までということになろうと思います。選挙の期日が市長の任期ということは当然ないわけがありますので。

それから、全ての市町を調べたわけではありませんが、例えば鹿児島県の日置市、ここは現職の市長さんですけれども、５月の１２日に市長選挙がありましたけれども、骨格予算をとられております。

それから、６月の２日、これは防府の市長選挙よりもむしろ後の時期、６月になりますから、６月の２日の市長選挙でありました大阪府の和泉市、ここも現職の市長さんでありましたけれども、骨格予算をつくっておられます。

それから、これは現職が不出馬ということでありましたから、ある意味ではそういうことになるのかもしれませんが、昨年５月の２０日、奈良県の香芝市、ここでは現職が不出馬でありましたから骨格予算にすると。

そういう形で、防府の市長選挙と同じ時期に、任期までちょっと正確に確認はできませんでしたが、防府の市長選挙と同じ時期、５月の１２日、あるいは６月の２日という時期に市長選挙があるところで、やはり骨格予算をつくるというようなことをしておりますので、この辺はいかがなものかということを申し上げておきます。

そういう意味で、これは法律の問題では、実はありません。骨格予算という考え方は、自治法にはないわけがあります。そういう意味で、法律の問題ではありませんが、ある意味では次、通るのか通らないのかわからない、今、先ほどの日置市は現職の方が骨格予算を組んで、無投票で、引き続いて市長になったということではありますが、法律の問題ではなくて、むしろマナーの問題ではないかというふうに思います。

そういうことで、ぜひこの辺については考え直すべきではないかということをもう一度申し上げたいと思いますが、理由で一つ言われた中の、これまでもこうやってきたということは、これは、要するに前例踏襲主義といいますか、聖域なき改革という松浦市長にふさわしくない言葉ではないかと思います。

そういうことでいけば、四半期ということだけが一つ理由になるのではないかと思うんですが、四半期という問題も、ある程度市民生活に影響があるものについては組んでいくというようなことを、骨格予算を編成している自治体は、予算編成方針の中でそういうことを述べております。そういうことで、これは可能ではないかと思うんですが、もう一度市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 両面の考えがあろうとは思いますが。日置市なり和泉市なりの例は、何分の1かのまれな例であろうというふうに私は思っております。

それから、前例踏襲、マナーの問題と、こうおっしゃいましたけれども、私はマナーよりも責任の所在を明確にしていく、そういう観念の中で、来年度予算についての思いを既に描いているところでございまして、そういう思いの中で日々の職務を遂行してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） この問題はどうも平行線になりますけれども、責任というふうに言われますけれども、責任が持てないところまで責任を持つということになりはしないのかということをおもうわけであります。

例えば、先ほど述べました2つの市では、新年度の予算編成方針というような形のものが明確にちょっとホームページでは見えておりませんが、例えばこれはもうちょっと早い時期に市長選挙があつて組んだ、例えば桑名市などでは、政策的な事業であっても早急な対応を要するものは、新規事業も含め、当初予算に計上し、市民生活に支障が生じないように措置するんだというようなことを予算編成の考え方でですね、骨格予算を組む場合も。あるいは徳島県でも、もちろん継続費や債務負担行為を組んでいるものは、当然、骨格予算であっても、それは入れていくと。それから年度当初の事業執行に支障を来さないようにすると。あるいは徳島県の場合では、現下の経済雇用情勢に配慮した切れ目のない経済雇用対策や県民の命と暮らしを守る安全・安心の推進に要する経費については、十分配慮すると。

こういう形で骨格予算を組むことができるわけですから、ぜひ、来年の市長選挙には松浦市長は出られるということはおっしゃいましたけれども、5年先ということになりますと、

これは骨格予算、市長が出られなければ、5年先には骨格予算ということがかなり具体的な問題として出てくるのではないかということも申し上げておきたいと思います。

それで、そうなった場合に、予算を組むとしても、例えば新年度政策的に今までよりも、例えば一步新しいことをするというものについては、予算を組んでも、5月の何日かの市長選挙まで予算を執行しないと。こういうことは、例えば次の市長さんがその問題については逆の考え方があるということであれば、そういったことで、よその市では何か難しい問題が起きているという事例を聞かないわけではありません。そういった市長選挙まで、一定のものについては予算の執行を待つと、こういうことについてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） かなり仮説に立った御質問でございますので、今、お答えすることはできません。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） いや、仮説ではないんですよ。骨格予算を組まないと市長は言われているので、本格的な予算を組まれるわけで、そういうことの中で、新年度、例えばこういうものが市長選挙の争点になるのかどうか分かりませんが、議会では一つ焦点になっております「山頭火ふるさと館」の実施設計の予算を来年度は組むような形になっておりますが、そういうものの実施設計の発注というようなものは、市長選挙が終わるまで待つということについては、じゃあ、どうお考えなのかということでもあります。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 今、具体的な例が出ましたので申し上げますが、私のかねてからの政策課題であり、公約でもございまして、責任を持って予算を編成させていただき、そして議会に御提案をさせていただき、そして当選の暁にはそれを実行に当然移していく、これが先ほどから申しております責任でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 市長は当選の暁にはそれを実行に移すということでもありますから、当選するまでは実行に移さないということで理解をしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、質問の第2は、情報公開条例の全部改正についてお尋ねをいたしたいと思います。

国は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、以下、情報公開法というふうに略しますが、これを1999年、平成11年に制定をいたしました。これに伴い、情報公開条例の全部改正をしている自治体もあります。防府市も条例の見直しをして、全部改正すべきではないかと思いますが、このことについて、市執行部の御見解をお伺いいたします。

いと思います。

防府市の情報公開制度は、新南陽市、下関市、徳山市、美祢市、小野田市、美祢市に次いで県内7番目の実施として、1998年、平成10年6月議会で条例を可決しております。1998年、平成10年4月当時において、市では670市中、312市が条例を制定しておりました。

他方、国においては、情報公開の制度化への動きは地方自治体に比べて緩慢で、1998年、平成10年3月に法律案は国会に提出されましたが、継続審議となり、翌1999年、平成11年5月に情報公開法は制定をされました。

現在では、県内13市全てが情報公開条例を持っておりますが、防府市よりも先に条例化した市は、2004年、平成16年4月に周南市が新たな条例を施行したのを皮切りに、2008年、平成20年3月施行の美祢市まで、いずれの市も合併に伴い、条例を見直しており、これにより防府市の条例は、県内で一番古い条例となってしまったわけでありませう。

この動きの例外は、防府市より少しおくれて、2000年、平成12年10月に条例を施行した宇部市が、いわゆる吸収合併をし、条例をそのまま持っていることと、合併をしなかった下松市が情報公開法を参考にする形で、条例の全部改正を2004年、平成16年に行ったことであります。

情報公開法は、その第25条で、地方公共団体が情報公開法の趣旨にのっとり、情報公開に関し必要な施策の策定と実施を求めています。

そこで、県内で一番古くなった防府市の条例を他市の条例と比べると、公文書の定義、情報公開の請求権者の範囲など、多くの市が国の情報公開法に倣って定めているのに対し、防府市の条例ではそうになっておらず、異なっていることに気がつくわけでありませう。さきの6月議会で述べた非公開条項のうちの合議制機関情報の規定も、その違いの一つであります。

県内の他市と比べて時期を失した感はありますが、防府市も条例を見直して、この際、全部改正すべきだと思いますが、市執行部の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいまの質問は担当部長より答弁いたさせますが、先ほどの言葉の中で誤解があつてはいけませんので、あえて申し上げさせていただきます。

予算を編成していく、そしてそれを議会に提示させていただく、そして当選の暁には実行すると、こういうふうに申し上げましたが、その言葉をとられて、当選までは実行しないというふうに受けとめさせていただくというような御発言がございましたが、そういう

考え方は、私はとっておきませんので、言葉の上で、そして当選の暁には実行すると、こういうふうに申し上げておるわけで、私は来年の6月20日まで責任を持って市政を担わせていただく責任がございますので、はっきりこのことを申し上げさせていただいております。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 情報公開条例の全部改正についての御質問にお答えをいたします。

行政機関の保有する情報の公開にする法律第25条の規定には、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と規定されております。

本条の目的は、第1に、当時まだ情報公開制度を整備していない地方公共団体に、この法律の趣旨にのっとり整備を促すというものであり、第2に、既に情報公開条例を有する地方公共団体に対しても、この法律の趣旨に基づき条例の見直しを努力義務として求めているものでございます。

御存じのとおり、本市におきましては、平成11年1月より防府市情報公開条例を施行し、この制度の周知と適切な運用を行ってきたところでございます。情報公開制度の現況につきましては、近年、市のさまざまな分野において情報公開請求が行われ、その件数、量とも増加しているところでございます。

また、市外からの公開請求も増加しておりまして、同じ分野の情報について、毎年定期的に請求を行う法人も増えております。これら情報公開請求の拡大に伴いまして、市民から市政に対する御意見、御要望等もいろいろな形で寄せられるようになってきておりまして、情報公開制度は広く市民に定着をしてくていると考えております。

また、情報公開制度の運用状況も市広報に定期的に掲載するなど、市民との情報共有も図っているところでございます。

防府市情報公開条例の条文、それから構成につきましては、目的、非公開情報の範囲、第三者の意見聴取、不服申し立て等、情報公開制度の骨格となる内容につきましては、全て適切に網羅されていると思いますし、本市の情報公開制度は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の趣旨にのっとり制度となっていると考えております。

また、防府市情報公開条例に対する市民からの制度上の苦情及びトラブルはございません。このことから、本市情報公開制度は、防府市情報公開条例第1条に定める「市民と市政の信頼関係の確保を図り、市政への市民の参加を促進するとともに、市民生活の利便を向上させ、もって公正で開かれた市政の進展と豊かな市民生活の実現に寄与する」という

目的は十分に達成されていると思っております。

したがって、現行の情報公開制度に伴う条例の、議員御質問の全部改正を行って、早急に対応しなければならないほどの問題はないというふうに考えております。

次に、合議制機関等情報の規定につきましてでございますが、非公開とすることができる合議制機関等情報の規定につきましては、6月議会で申し上げましたとおり、開示請求された個々の文書の内容によって開示しない実質的理由を個別具体的に判断し、その運用・解釈について、厳格、適切に行うというものでございまして、非公開の拡大につながるものではないかと考えております。

また、議員御指摘のとおり、非公開情報として条例制定当初から、この規定を定めていない、あるいは制定後、廃止した自治体もございます。

しかしながら、逆に、同じく非公開とすることができる意思形成過程情報に含めていた合議制情報機関の規定を、これから区別して、独立の概念を構築して条例化した自治体もあるというふうに、これは聞いております。

したがって、この規定の制定の是非につきましても、さまざまな考えがあるものというふうに考えております。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、防府市情報公開条例の全部改正、これは現時点では考えておりませんが、6月議会にも申し上げましたように、情報公開制度を本市が何といいますか、始めましてから、もう十数年経過しております。この間、条例の見直しというのは実質行っておりません。その間に社会情勢の変化というのは随分あっておりますし、現在の条例が実際の実務に合っているのか、それから現状に合っているのかということはいま一度検討する必要があると、これはそういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 全部改正は難しいけれども、社会情勢の変化、現状に合っているかというようなことは検討しなければならないというふうに言われましたので、次の点について改正すべきではないかと、部分的に検討すべきではないかという箇所を3つ申し上げておきます。

要するに、情報公開法と公文書の定義が違っているわけです。防府市と同じように、防府市は決裁・供覧を受けたものを情報公開の対象としておるんですが、こういうふうにしておるのは、県内では宇部市と山口市と防府市の3つだけであります。あとの10市は、情報公開法と同じように、「職員が組織的に用いるもの」というふうにしておって、決裁・供覧の前の文書も情報公開の対象になっておるというわけでございます。この点の改

正は急ぐべきではないかと、決裁・供覧型ではなくて、組織的共有型というふうに言うそうですが、公文書の定義をそういうふうに変えるべきではないかということです。

それから、2つ目、情報公開法で定めております請求権者では、「何人も」であります。誰でもということであります。防府市の条例は、防府市と宇部市、山陽小野田市、光市、この4市だけが「何人も」でない形であります。市民であったり、市内に居住する人であったり、市内に通学する人、あるいは利害関係がある人という形ではありますが、この辺についても、ぜひ「何人も」という形ですべきではないかと。これについては日弁連、日本弁護士連合会が意見書を出しております。これは「何人も」という形で、改正すべきだという形で、日本弁護士連合会が2010年、平成22年の4月16日に意見書を出しております。

日弁連が対象にしたのは、市まで細かく見ませんので、8つの都県が、都ということですから、東京都と7つの県が「何人も」をしてないと、あとのほとんどの県は「何人も」をしておると。そういう日弁連の提起を受けまして、8つのうちの3つは「何人も」に変えました。ぜひ防府市もこれは「何人も」に変えるようにすべきではないかと思います。

それから、新たに变化したものとして、この条例策定のときには想定していなかった指定管理者という問題があります。市の外郭団体については、情報公開を求めるというような条文が今ありますが、指定管理者にはこれを求めるというふうに今なっておりませんが、指定管理の契約書の中で、こういうことを防府市は求めていると思います。求めているのであれば、その根拠を明確にしなければ、これは指定管理者、相手方とそういうことをする場合に弱くなるわけありますから、これをぜひ指定管理者についても求めると。これについては宇部市や美祢市で、既に指定管理者についても求めていくというようなことをしておりますので、このあたりの改正も必要ではないかということを申し上げたいと思います。これについて御意見があればお聞きをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 改正といいますか、見直しに当たりましては幾つかポイントがあるというふうに私も思っております。今、議員、改正すべきではないかというふうな御意見というふうに承りましたので、今ここで、改正すべきであるか、ないかというお答えはしないということにさせていただきたいと思います。改正すべきと思われるポイントの御提案ということで理解をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 提案ということですから、それを受けとめていただいて、検

討するときにはそれをまないたの上にのせていただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 理解していただいて結構でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○２３番（田中 健次君） 最初の１問目のときに、当選の暁には実行するというふうに市長が言われたので、それまではやらないというふうに私は理解しましたが、そうではないというようなことがありましたので、今、総務部長の答弁について、あえてお聞きをさせていただきました。

それでは、質問の３つ目に移りたいと思います。若干昼を過ぎるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

質問の第３は、橋の総点検についてお尋ねをしたいと思います。

「自治体が点検を済ませた橋で、重大な事故につながる損傷が見逃されていたことが、土木学会の調査で明らかになった」とのＮＨＫの報道がされております。国土交通省は全国の自治体に改めて異常を見逃さないよう点検の確実な実施を求める通知を出す方針であり、今後、どのように対応していくのか、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

ちょうど１カ月ほど前になりますが、８月４日、夜９時に放送されました「ＮＨＫスペシャル 調査報告 日本のインフラが危ない」をごらんになられた方もおられると思いますが、その内容は驚くべきものでありました。自治体が行っている点検の実態を土木学会の維持管理に関する委員会の高木千太郎委員長という方とＮＨＫの番組が、検証したというものがその内容であります。

６月と７月に浜松市と富山市、浜松市は政令市でありますし、富山市は県庁所在地であります。その浜松市と富山市で調査したところ、点検を済ませた１００余りの橋のうち、およそ半数に当たる５１の橋は、損傷の程度が実際より軽いと判断されるなど、評価が大幅に誤っていたことがわかり、さらに１２の橋では重大な事故につながる損傷が点検で見逃されていたことが明らかになり、土木学会が安全確保のため、早急な対策を求めたものもありました。こういう内容であります。

調査を行った土木学会の高木千太郎委員長は番組の中で、「全国でも同じように異常を見逃している可能性があるので、早急な対応が必要だ」と指摘をされております。こういった形で、私は大変驚いて、防府市の橋というのが、橋梁の点検という形で、この間、しておりますが、本当に心配になったわけであります。

その後、８月２５日、夕方７時のＮＨＫニュースで、今度は点検を済ませた橋で重大な

事故につながる損傷が見逃されていたことが土木学会の調査で明らかになったことを受けて、国土交通省が全国の自治体などに要請しているインフラの総点検について、改めて異常を見逃さないよう点検の確実な実施を求める通知を出す方針を固めた、このような報道がなされました。

最初の報道を受けて、国交省が動いたということではありますが、そこで、今後どのように対応していくのか、市執行部の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。それでは、橋の総点検についての御質問にお答えをいたします。

まず、防府市がこれまでに実施してまいりました橋梁の点検に係る経緯について御説明をさせていただきたいと思えます。

国におきましては、老朽化する道路橋の増大に対応するため、予防的な修繕及び計画的な架け替え、円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに係る費用の縮減を図りつつ、道路網の安全性、信頼性を確保することを目的として、平成19年に道路橋の長寿命化修繕計画策定事業が創設されたところでございます。

それを受けまして、本市では長寿命化修繕計画を策定するため、市が管理する橋梁725橋のうち、橋長6メートル以上の橋梁及び重要路線に架かる橋梁240橋につきまして、平成20年度から平成23年度にかけて、橋梁構造の専門技術士を有するコンサルタントへ健全度把握調査業務を委託し、その調査結果をもとに平成25年3月、「防府市橋梁長寿命化修繕計画」を策定いたしましたところでございます。

また、今年度からは、残りの橋長6メートル未満の橋梁につきましても、順次計画的に健全度把握調査を進めているところでございます。

ただいま議員より、国土交通省から点検の確実な実施を求める通知が出された場合はどのように対応していくのかとの御質問がございましたが、橋梁、言いかえれば道路は、地域の経済活動や市民生活を支える重要な基盤でございます。その安全を確保することは、市の重要な責務であると考えておりますので、国土交通省より総点検についての通知がありました場合は、県とも協議の上、その指針に従い、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 国の通知は、まだ出ておらないということですので、それも見ないといけないわけですが、ちょっとお聞きしますが、これまでどのような、言

ってみれば点検マニュアルといえますか、そういうものでやってきたのか。

それから国のマニュアルというのが最近になって出てきました。橋梁の長寿命化計画に基づく点検は、平成20年度から平成23年度にしたわけですが、国のマニュアルというのが古い、平成16年の点検要領というのものもあるんですが、ことしの2月に新しい点検要領が出たんですが、どのようなマニュアルで点検したのか、お教え願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、まず防府市が橋梁点検を行いましたときに参考とさせていただいておりますマニュアルは、平成20年8月に山口県において作成されました山口県橋梁点検要領（案）、これに準じて作業を行ってまいりました。この山口県の橋梁点検要領（案）は、古くは平成16年に策定された国の点検要領（案）をもとに策定されておりまして、その内容に大きな違いはございません。

また、本年2月、国土交通省より、改めて総点検実施要領（案）「橋梁編」というものが発行されておりますが、この内容も確認いたしました。調査方法等に大きな変更はございません。

ただ、1点、つけ加えて御説明させていただきますと、平成16年3月に策定されておりました国土交通省の橋梁定期点検要領（案）は、適用範囲が一般国道に限られておりました。本年2月に新たに公表されました総点検実施要領（案）「橋梁編」は、適用範囲について、「道路利用者及び第三者の被害が多いと想定されるような幹線道路に主として適用するが、その他の道路にも準用できる。主として市町村が総点検を実施する際の参考として作成したものである」というふうな付記がされております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 山口県のそういった橋梁点検要領（案）に基づいてやったということですが、山口県の長寿命化修繕計画というものは、橋の大きさだとか、ランクによって区分分けしているわけです。一番大きなもの、それについては県の職員では難しいので、専門の業者に任せると、それは平成16年の国の指針というのか、マニュアルに基づいてやると、それよりも小さいものについては県のマニュアルということになりますから、県のマニュアルは、ややそれをコンパクトにしたものではないかというふうに心配をしておるんですが。

それで、ことしの2月に出た国のマニュアルでは、例えば、「点検の方法は、近接目視を基本とし、点検項目に応じて、触診」、さわるといことですね。「打音検査等を併用する」と、「コンクリートの「うき」に対しては、打音検査の実施を原則とする」という

ようなことが書いてあります。

ところが、山口県の長寿命化修繕計画、ことしの3月に策定されて、5月に一部改定されたものが今ホームページに出ておりますが、これで「通常点検の細区分と手法の比較」というような表があって、それには触診だとか打音検査だとか、そういうものがなくて、一番難しいものでも「近接目視」というふうに書いてあって、点検機材は、その場合には使用するということを書いてありますので、この辺は技術的な問題でありますので、これ以上聞いても、この場で十分なやりとりができると思いませんから、こういった点、少し違いがあるのではないかというふうに私は思います。

国の新しいマニュアルも、古いマニュアルでやって、そのほかに点検データが既にある場合は、そのデータを活用することもいいと。だから新たなデータを入手することを求めているわけですね、ことしの2月のマニュアルは。だから、その辺についてきちっと万全を期してほしいということを要望しておきます。

それから、もう一つ、次の課題ですが、富山市の場合には、橋の設計図がないために特殊な構造である橋の危険性を業者が少なく評価するというような事例が番組の中で紹介されました。

防府市では、設計図の保存年限はどうなっているのか、これについてお聞きしたいと思います。少なくとも構造物が現存する間は、設計図は保存することが必要だと思いますけれども、この辺についてどうなっているのか、お聞きをいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、設計図の保存についての御質問にお答えいたします。

工事設計図書の保存期間につきましては、当市の文書取扱規程によりますと、10年保存というふうにはなっております。そういったことから、設置年の古い橋梁につきましては設計図がないというのが実情ではございますが、例えば本橋、大崎自歩道橋並びに山陽自動車道や国道2号関連で設置された橋梁につきましては、その規模が大きいということ等もございまして、保管をいたしております。もちろん、今後は橋梁、これを適正に管理していくためにも設計図書の保存には努めてまいりたいと思っております。

それと、つけ加えて御説明を差し上げますが、今、私どものホームページの中に、防府市の「橋梁長寿命化修繕計画」というものを載せております。この中に記載をいたしておりますが、健全度把握についての本市の考え方といたしましては、ただいま議員からも御指摘がありましたように、最新版の中におきましては、県で発行されました新しい点検要領（案）25年3月版、これによって今後は点検を行っていくと、さらには点検の実施間

隔を5年ないしは10年程度で行っていくということも記載をいたしております。

それと、もう一点は、県内19市町、今、橋梁の長寿命化修繕に取りかかっておりますが、防府市の場合、既に言うまでもございませんが、いち早く対応いたしております、既に人丸橋や大崎第二橋等々、早急な対応が必要と判断されました橋梁につきましては、補修工事も終わっております。この補修工事の際には、改めて工事を行う前に詳細な点検を行いまして、その結果を判断して、工事内容の変更を都度行っております。ということでございますので、一応我々としたらできるだけの万全の策を現在も、またこれからも講じていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 県の25年3月のそういったマニュアルに従ってこれからやるということですが、これまで特に重要な橋について、古いマニュアルでやったわけですから、その辺のものについては幾らかは抜き取り的に、新しいマニュアルと古いマニュアルでどういうふうに違うのかということぐらいは、試験的に調べることはあってもいいのではないかということをおきたいと思えます。

それから、設計図の保存ですけれども、防府市文書取扱規程、これによって第1種から第5種まで文書の保存期間というものが定めてあります。それで、通常のは、先ほど言われた第2種、10年保存という形ですが、10年の上が永年保存ということになって、20年、30年というものはないわけですが。それで、設計図については多分これに当たると思うんですが、「各種台帳、原簿及び絵図類」、絵図類のほうになるわけですが、これが通常10年と、絵図類で、特に重要なものが永年という形になっておりますが、逆に「軽易なもの」は5年、「特に軽易なもの」は3年という形で、構造物が、例えば軽易な構造物であれば3年で図面がなくなってしまうと、あるいは5年でなくなってしまうと、10年というのは、普通構造物であれば修理の必要がないということだと思います、通常のものであれば。10年過ぎて、30年、40年、50年となると、その構造物は設計図がどうなっているかということを見る必要があるわけで、この辺については、文書取扱規程について、こういった橋の問題、絡めて、改めて再検討していただくように要望いたしまして、私の質問をこれで終わりたいと思えます。御清聴ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、23番、田中健次議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時15分まで休憩といたします。お疲れでした。

午後0時 9分 休憩

午後 1 時 13 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

次は、7 番、山本議員。

〔7 番 山本 久江君 登壇〕

○7 番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告に従いまして質問をさせていただきますので、誠意ある御回答をよろしくお願い申し上げます。

まず、第 1 点は、生活保護行政についてお伺いをいたします。

国は先月、8 月から生活保護基準の引き下げを行いました。引き下げの内容は、8 月から 3 年間で、食費や光熱費、被服費など生活費部分に当たる生活扶助が平均で 6.5%、最大 10% の減となります。12 月に支給されます期末一時扶助の引き下げ、収入から差し引く特別控除の廃止も盛り込まれました。

とりわけ子育て世帯への影響は深刻であります。例えば、40 代夫婦と小・中学生の子ども 2 人の世帯の場合、住んでいる地域による区分では、2 級地の 2 に当たる防府市では 8 月以降の生活扶助額が 5,768 円減額と試算されております。金額的にも割合的にも、これまで前例のない大幅な引き下げとなっております。しかも、生活保護利用者の実態や声が届かず、例えば大型テレビなど利用者がほとんど買えないものを含めた物価下落などを理由に基準が引き下げられ、内容的にも手続的にも大きな問題を抱えた引き下げとなっております。

もう一点は、このことが生活保護利用者だけの問題ではないということでございます。

御承知のように、生活保護はナショナルミニマムですから、国民生活に直結をし、御承知のとおり、保護基準は、年金や最低賃金、住民税非課税基準、就学援助や各種減免基準と連動いたしまして、国民生活の暮らしの引き下げにつながり、貧困を一層ひどくします。来年 4 月、また再来年 4 月にも引き下げられようとしている状況の中で、極めて大きな問題があると言わなければなりません。

まず最初に、防府市の場合、生活保護利用者への影響はどの程度か、お尋ねをいたします。

2 点目として、生活保護の申請権にかかわる問題でございます。

厚生労働省は、全国係長会議におきまして、保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであると強調いたしました。

そして、申請については、事情がある場合などに認めている口頭による申請の運用は従来どおりとし、扶養義務者に生活保護の開始を通知することに関しても、明らかに扶養可能と判断される者が扶養しない場合に限定して通知をするとしております。

市におきまして、実際の運用に当たり、この係長会議で示されました諸事項を厳守していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか、御答弁をお願いいたします。

3点目でございますが、生活保護を必要としている人に制度が行き渡るような取り組みが求められますが、御見解をお尋ねいたします。

御承知のように、日本は、本来生活保護を利用できる人の中で、現実に保護を利用している人の割合、いわゆる捕捉率が大変低いと言われております。その割合は15から20%にすぎず、厚生労働省の試算でも800万人以上が利用できていないとしております。急速に広がる格差と貧困の中で、生活の維持が困難となった人に対する最後のセーフティーネットであります生活保護制度への理解を広げていくことが求められております。市においてどう取り組んでいかれるのか、御答弁をお願いいたします。

最後でございますが、貧困による教育格差の解消を目指し、いわゆる無料塾を導入している自治体もありますけれども、こうした取り組みが検討できないかということでございます。

名古屋市では、今年度から生活保護受給世帯の子どもの高校進学を支援するため、新中学3年生を対象に、学校や家庭の外で基礎学力向上を目指す無料の夜間塾を導入いたしました。広島市では、既に2011年度に導入し、小学校4年から中学校3年までを対象に週2回、教員志望の大学生や教員OBの方が指導されております。県内でも宇部市で取り組まれておりますが、学習の援助を行う事業、このことが検討できないかどうか、お尋ねをいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 生活保護行政についてお答えいたします。

まず、8月からの生活保護基準の引き下げによる利用者への影響についての御質問でございますが、8月からの生活扶助基準の見直しにつきましては、平成25年1月に国の社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果や物価の動向を勘案するという考えにより取りまとめられており、基準生活費を約10%減額することとなっております。

しかしながら、基準の引き下げにつきましては激変緩和の観点から、本年8月から3年程度かけまして、段階的に実施することになっております。本市における8月から実施された生活扶助基準の見直しによる影響額につきましては、生活扶助基準改定前の7月の生活扶助費総額は2,988万7,338円、改正後、8月の生活扶助費総額は2,957万29円となり、影響額は31万7,309円で、減額となっております。

次に、全国係長会議で示された諸事項を厳守することとの御質問でございますが、生活保護の相談があった場合には、これまでも相談者の状況を把握した上で、他法、他施策の

活用等につきましての助言を行うとともに、生活保護の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認する対応をとってきております。

御指摘のありました口頭による保護申請につきましては、保護の決定事務処理関係や保護の申請の意思、また保護の申請の時期を明確にする必要があるため、特段の事情がある場合を除き、速やかかつ正確な保護の決定のためには、できる限り早期に要否の判定に必要な資料を申請者本人から、あくまで可能な範囲で提出していただくことが望ましいのですが、書面等の提出は申請から保護決定までの間に行うというこれまでの取り扱いに、全国係長会議でも変更はないものとされておりますので、それに沿って対応してまいります。

また、扶養義務者への通知につきましては、保護申請後に扶養義務者に対して援助等の照会を行っておりますが、この秋、国会に提案される予定の生活保護法の改正案では、福祉事務所が必要と認めた場合については、必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることができるとされており、この通知の対象は、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず扶養を履行していないと認められる極めて限定的な場合に限ることが厚生労働省令で明記されることとなっております。

御指摘のありました点につきましては、全国係長会議で示された諸事項を厳守し、今後も引き続き生活保護の適正化に努めてまいります。

次に、生活保護を必要としている人に制度が行き渡るような取り組みとの御質問でございますが、市では生活保護相談窓口の案内を「市民便利帳」や「いのちを守りたい 悩みごと相談窓口一覧」などに掲載しておりまして、周知に努めているところでございます。

また、各ケースワーカーが担当地区の民生委員協議会に定期的に参加し、地域の実情を把握するとともに、生活保護の相談に応じております。さらに、庁内関係各課や医療機関、社会福祉施設等と連携を図り、生活保護を必要とされている方の把握に努めております。

最後に、無料塾の検討との御質問でございますが、議員御指摘のとおり、名古屋市、神戸市などで、貧困による教育格差解消のための無料塾が導入されているところでございます。市といたしましても、貧困により教育の機会均等が損なわれることのないよう、生活保護世帯につきましては、「防府市生活保護受給者高校進学支援実施要領」に基づき、中学3年生の子どもを持つ親に、子どもの高校進学に対する動機づけを行い、親子の進学意識を高め、貸付資金、就学扶助の情報提供を行うなど、高校入学まで継続的な支援を行っております。

また、不登校による学力低下を防ぐために、不登校児対策といたしまして、「防府市生活保護受給者不登校児支援実施要領」に基づき、不登校状態の解消及び社会的適応能力の向上、健全育成を図っております。

これらの対策により、本市の生活保護世帯の高校進学率は、平成２２年度から平成２４年度まで１００％で推移しているところでございます。市といたしましては、無料塾は貧困による教育格差の解消の一策と認識しており、本年６月２６日に公布されました「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や、この秋、国会に提出される予定となっております「生活困窮者自立支援法」など、国の動向を注視し、生活保護世帯だけでなく、低所得者層を含めた貧困による教育格差の解消の施策につきまして、関係部局で総合的に調査・研究してまいりたいと存じております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ７番、山本久江議員。

○７番（山本 久江君） 御答弁、ありがとうございました。今回の削減は、貧困世帯にさらに貧困を強いるものでありまして、引き続く来年４月、それから再来年の４月のさらなる引き下げを含めて、まさに、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法２５条に反したものという声がたくさん聞こえてまいります。

しかも、影響が受給者だけにとどまらず、先ほども申し上げましたように、かなり広く広がってまいります。少なくとも４０近い諸制度に及んでおります。最低賃金も生活保護基準を下回らないということが法律で明記をされております。保護基準の引き下げにより、負担増になったり、あるいは今まで利用できた制度が利用できなくなったり、こういう人が続発いたします。

ここで少しお尋ねしたいんですが、子育て世帯にかかわって就学援助制度への影響、また保育料への影響がどうなのか、今年度及び来年度以降についてどうなのかという点、お尋ねをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 御質問にお答えいたします。

生活保護基準が引き下げられたことに伴い、平成２５年度の就学援助制度への影響、それからまた平成２６年度以降の影響ということでございますが、平成２５年度の就学援助への影響につきましては、厚生労働省が本年２月に生活保護基準額の見直しに伴い、他の制度に生ずる影響について、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な方針として発表しております。本市におきましても、国の方針のとおり、保護基準額の減額に伴う影響が出ないように対応しているところでございます。

次に、平成２６年度以降の影響でございますが、生活保護基準の引き下げをそのまま適用して試算をいたしますと、現在、認定されている世帯のうち約１割の世帯が認定から外れることと試算をしております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 保育料についての影響について御答弁申し上げます。

先ほど教育部長が申しあげましたように、次官通知が出ておりまして、今年度につきましては影響が生じないように配慮してまいりたいと考えておりますが、新年度以降につきましては、まだ不確定なところがございますので、部内で検討して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 就学援助制度で言えば、国の方針により今年度は影響が及ばないように対応したということですが、来年度以降、まだわからないということでございます。仮に影響が及べば対象の1割ぐらいというふうに御答弁がございましたように、そうしますと、大体200人ぐらいの子どもの世帯が利用できなくなる、こういう状況に追い込まれてしまいます。

ぜひ市においてそうしたことのないように取り組みがされることを、また保育料につきましてもこうした影響が子育て世帯に直撃しないように、ぜひとも影響のない努力をしていただきたいということをこの場をかりて要望をいたしておきます。

次に、2番目の生活保護の申請権は侵害しない、極めて重要でございます。御答弁いただきましたが、全国係長会議で示された諸事項の厳守について徹底をしていただくように、改めてお願いをいたしておきます。

それから、3番目の捕捉率を広げていく取り組みでございますけれども、地域で生活保護を真に必要とされる方への制度、これがしっかりと周知がされるように、一層の御努力をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の貧困による教育格差を解消していく問題でございますけれども、教育委員会にお尋ねをいたします。

先ほども部長さんからの御答弁にありましたように、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立をいたしまして、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されないように、教育の機会均等などの対策を国や地方自治体の責務で行うことが義務づけられております。そして、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援について、国や地方自治体は必要な施策を講じることも明記をされております。

それから、国の第2期教育振興基本計画でも「「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等」、こういう項目がございますけれども、こうした取り組みがこ

の基本計画の中にも書かれてございます。市教育委員会として、今後こうした問題に対してどう取り組まれていくのか、基本的なお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 現在、防府市では貧困による教育格差の解消の取り組みとしてのいわゆる無料塾については導入しておりませんが、教育の機会の提供といたしまして、大道小学校や松崎小学校におきまして、昼休みや放課後等で、いわゆる対象の子どもたち、大体35人から40人ぐらいというふうに今把握しておりますが、そうした子どもたちの自主学習に、いわゆる学習支援的な勉強を見てやるという、これは退職した校長先生、あるいは教員の方のボランティアによって、そうした子どもたちの学習の支援をするという、そうした取り組みを行っているところでございます。

私ども教育委員会といたしましては、今後は市内各学校でコミュニティ・スクール、地域とともに子どもたちを育てるということで、そうした取り組みを行っております。各学校の学校運営協議会におきまして、学習支援のための地域人材の発掘やその活用方法等につきまして、協議するように働きかけまして、今後もそれぞれの地域に応じて学習の機会の充実に向け努力していくということ、そうした取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

今すぐにそうした機会をというふうにはまいりませんが、退職校長会等をはじめ、いろんなところで協力したいということの申し出がありますので、少しずつではありますが、そうした形が各地域にできてくるのではないかとというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） ありがとうございます。具体的な取り組みを御紹介いただき、これをさらに広げていくという御回答でございました。経済格差が学力の格差につながって、負の連鎖が続くことのないように、これからさまざまな取り組みが必要であろうと考えております。市としても積極的な対応を期待いたしまして、この項を終わらせていただきます。

次は、大きな2番、市職員の体制について質問をいたします。

まず、市職員の業務量の増大等進む中、定員適正化計画の見直しが必要だと考えますが、執行部の御見解をお尋ねいたします。

市職員数は、平成8年度から始まりました第1次定員適正化計画から第2次、第3次、そして現在、第4次適正化計画のもとで、平成8年当時、総職員数1,113人から、今年度4月1日現在で889人と、224人削減されております。特に、第2次、第3次は、

計画の目標値を上回るペースで削減をされておまして、現在の第４次計画において、平成２７年４月１日の職員数を８８５人以下といたしております。

その目標値設定の考え方は、次のように示されております。すなわち、「定員適正化の余地のある部門の検証や行政改革で掲げる民間委託の推進及び非常勤職員での対応可能な業務の洗い出しによる職員削減の見込みを算定するとともに、今後見込まれる県からの権限移譲業務への対応などを考慮に入れて目標値を設定した」、このように第４次計画では書かれてございます。

こうした中で、平成２２年４月１日現在で、普通会計から消防の職員を除いた職員１人当たりの市民数、市民の数は１８１人です。これは県内１３市中、最も多くなっております。また、人口１，０００人当たりの職員の数は６．４７人で、県内１３市中、最低、類似団体の平均７．２２人をも下回っております。

しかし、少子高齢化や高度情報化等の急速な社会情勢の変化のもとで、行政需要は多様化、高度化いたしております。これまでの業務に加え、各種事務の共同処理化や県からの権限移譲などの新たな業務が生まれまして、職員はこれに対応するため、まさに多忙をきわめております。計画では、さらに職員削減が進められるわけですがけれども、市民に質の高いサービスを提供し、職員が安心して働ける職場となるように適正化計画の見直しを図るべきだと考えますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

２点目として、女性職員の管理職登用についてお尋ねをいたします。

国では男女共同参画社会の形成に当たって、女性の政策・方針決定過程への参画を促進するために、「社会のあらゆる分野において、２０２０年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも３０％程度になるよう期待」という目標を掲げております。

昨年度の山口県男女共同白書、ことしの分はもうじき公表されると思いますが、昨年度の山口県男女共同白書を見ますと、県内の自治体における女性管理職の在職状況で、女性比率が防府市は３．４％と、県内１３市の中で１２番目という低い状況でございました。

しかし、今年度は７．２％と増加をしておまして、前向きな取り組みがなされていると思います。今後、国の示す目標に向けて柔軟な勤務体制の推進や働き方の見直しを進めつつ、市としてどのように女性職員の管理職登用の取り組みを広げていくお考えか、御見解をお尋ねいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、１点目の定員適正化計画の見直しの御意見でございましたが、本市の定員適正化

につきましては、行政需要が高度化、多様化する中、限られた財源で、必要とされる行政需要に対応するため、コンパクトで効率的な組織を構築し、運営できるよう、現在、平成２２年度から２６年度までの５年間を計画期間とする第４次防府市定員適正化計画におきまして、定員の適正化を図っているところでございます。

議員御案内のとおり、現業職員の退職者不補充や事務事業の民間委託等を推進してまいりましたことにより、平成８年度から平成２５年度までの１７年間で、御指摘ございましたとおり、２２４人の職員の減少を見ておりますが、事務事業の見直しを行う中で、事務の効率化を図りつつ、業務に応じた適正な人員配置を行っているところでございます。

本計画では、平成２７年４月時点における全体目標数値は８８５人以下としておりまして、これは計画策定年度である平成２２年度時点で見込まれていた権限移譲への対応や業務の見直し、民間委託の推進による職員削減を考慮したものとなっております。平成２７年度には本計画の全体目標数値を達成できるものと考えております。

今後は行政経営改革を推進していく中で、定員適正化計画の策定に取り組むこととなりますが、これからの防府市が真に自立した防府市として存続し、質の高い市民サービスを持続的に提供していくために、限られた行政資源を最大限に活用し、行政運営の仕組みや手法等の見直しに取り組み、民間活力の活用を図ることで、コンパクトで効率的な組織を構築してまいりたいと思っております。

次に、２点目の女性職員の管理職登用についてでございますが、管理職の女性職員につきましては、平成１９年度におきましては１名もいない状況でございましたが、平成２０年度から１名、平成２３年度から２名、平成２５年度は６名となっております。管理職全体の女性職員の割合で見ますと、７．２％と、着実に増えてきております。これは第４次防府市男女共同参画推進計画における平成２９年４月に女性管理職員の割合を５％にするという目標を達成している状況でございます。

また、平成２５年度の女性職員の現状につきまして説明いたしますと、消防吏員、公営企業職員及び現業職員を除いた職員数は５８５人で、このうち女性職員数は１９７人でございます。女性職員の占める割合は、現在３３．７％で、平成１９年度と比較いたしますと、５．９％高くなっておりまして、年々着実に増加してきております。年代別に見てみますと、１０歳代では２５％、２０歳代では４３．６％、３０歳代では４３．１％、４０歳代では３１．３％、５０歳代では２０．５％となっております。

今後の女性職員の管理職への登用につきましては、現在、課長補佐の女性職員の割合が２０．３％、係長の女性職員の割合が２８．７％となっております。将来の管理職候補としてふさわしい女性職員が育ってきていると実感しておりますことから、将来的には管

理職の女性職員の割合は30％に近づいていくであろうと考えておりまして、今後の活躍を大いに期待しているところでございます。

多様化する行政ニーズに的確に応え、より質の高い市政運営を進めるためにも、女性職員が政策決定過程に積極的にかかわることが重要であると考えておりまして、引き続き職員の能力、業績、意識姿勢等を考慮いたしまして、男女の区別なく、適材適所を基本として、積極的に女性職員の管理職の登用に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、専門性が求められる職員、例えば多様な相談業務に対応する臨床心理士等、そうした専門的な職員の正規職員が、あるいは市の職員の年齢構成を見ますと、40歳代、あるいは20歳代が少ない、不安定な年齢構成となっている、その対応、こうした点、どのようにお考えか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、専門性の高い職員ということでございますが、私、市役所に勤めて三十数年になりますが、我々公務員が、特に市の職員が求められるのは比較的オールラウンダーということで、かなり市の広範囲の仕事を知らなくてはいけないという形で育ってまいりました。それがこの10年ぐらいの間ですか、かなり専門性というものを強く言われる時代、また仕事の中で専門的な部分が非常に必要になってくる専門化、化けるほうの専門化が求められているというふうに私どもも強く感じております。

市も古くは土木の技術職員、あるいは建築の技術職員、化学の技術職員というふうな、これももちろん専門職の一種であるとは思いますが、そういう形で採用してまいりまして、近年も一時期、保育所の保育士が多数を占めた時代もありますし、最近では保健師の数がかなり増えてきているというふうな、いわゆる専門職の採用も進めてきているところでございます。一番最近では、平成22年に社会福祉士を2名採用するというふうな形で、その都度、行政需要に応じて、正規職員として専門職の職員の採用を行ってきております。

ただ、今、議員の御質問にもございましたような臨床心理士などの、いまだに非常勤の職員で対応しているというものも、それはございます。

専門性の高い業務の対応につきましては人事異動のサイクル、先ほど言いました多少オールラウンダーという部分、求められる部分もございますので、人事異動のサイクルとか、あるいはその業務がどの程度の、何というんですか、人役になるのかとかいうふうな

部分を考えまして、専門職を採用したり、あるいは職員の研修、あるいは実務上の勉強ということで、人材育成に努めていると、今その中で、一番市としてはこれが効率がいいだろうと、これが一番市民サービスが提供できる部分であろうという形で、正職員と非常勤職員のバランスを保ちながら配置をしております。

それから、不安定なといいますか、職員の年齢構成の部分でございますけれども、これは男性、女性にかかわらず、年齢構成ということでよろしいでしょうか。はい。25年度の現状について申し上げますと、消防、上下水道局、それから現業職員を除く職員585人の年齢構成ですが、10代は当然少ないんですが、8人、それから20代が117人、30代が160人、40代が131人、50代は166人、それから60歳代、これは定年前でございますが、3人というふうになっております。バランスは、今申し上げましたように、実はそうアンバランスではございません、人数でいけばですね。

ただ、最近私どもが人事でいろいろ考えますのに、土木であるとか建築であるとかというのは多少ばらつきが出ております。これは高度経済成長時代に大量採用をしておりますので、全体の数のバランスを保つ中で、やむを得ず、そういうアンバランスになっているという部分はございます。このあたりにつきましては、新規採用年齢者の年齢幅を広げるとか、あるいは社会人採用を行うとかいう形で、抜け落ちているといいますか、議員がおっしゃるアンバランスな部分の職員採用はしてまいっております。徐々にバランスが保たれてきているのではないかというふうに考えております。不足している部分につきましては、また社会人採用、そういうふうなところで計画的な採用を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 市役所の各職場を回ってみますと、本当に職員の方、多忙をきわめておられます。職員は減る一方で、まさに市民のニーズの多様化、そして権限移譲も146条項に及ぶ、こういった仕事が業務量の増加に拍車をかけているわけです。職場を見ますと、恒常的に臨時職員で対応しているところがありますけれども、そうした部署は定員化すべきではないか、このように私は考えます。

この点で、実は国の考え方、これは平成22年の11月11日の参議院総務委員会での当時の片山総務大臣の答弁ですが、次のように述べています。ちょっと御紹介をいたしますと、「非常勤にしても任期つきにしても、それぞれ役割といいますか、意義があるわけでありまして、非常勤の場合ですと、それは恒常的な事務でないとか、臨時的、まさに臨時的、臨時職員の場合は臨時で期間を限定とかということなんですけれども、それが恒常

化して何年も続くところに臨時や非常勤が当たる、正規職員のかわりとして当たるというのは、やっぱりこれは本来の姿ではないと思います。任期つきもそういう本来の役割ではないような使い方がされているというのは、やっぱりこれは見直す必要があるだろうと私は思います」というふうに、これは国会での答弁ですけれども、述べておられます。

市において、そうした視点から、やはり定員適正化計画、見直していくべきではないかというふうに感じておりますが、その点、いかがかということと、それから防府市の嘱託職員の状況について、職場の数、職種の数、人数はどのようになっているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 恒常化している嘱託職員の業務、これを正職員に配置すべきではないかというふうな御指摘だと思います。なかなか、はい、そうですという表現ができないんですが、私どもの考え方としては、嘱託職員は一応正規職員を補完する必要不可欠な業務というふうに限定しておりまして、定員適正化に努める中で、一番効率のよい、質の高い市民サービスが提供できるような配置ということで考えております。

定員適正化計画というのは、ちょっと誤解があるように思うんですが、定員を減らすことを目的でつくっているものではございません。先ほどから御説明しておりますように、業務の内容、それから業務の配置、そういうふうなものを含めて、定員適正化計画というのをつくっておりますので、この次、また26年が終わりましたら、27年からに向けて、次の適正化計画というものを考えていかなくはいけないと思いますけれども、ちょっと議員のおっしゃる意味でとは少し違うと思いますが、当然見直しはやっていくということになると思います。

それから、嘱託職員の状況でございましたですね。はい。平成25年4月時点のそれぞれの数でございますが、配置している職場が消防、上下水道局を除く37課、1室、4局のうち、そのうち25課、1室、4局、職種数は公民館主事とか、あるいは留守家庭児童学級の指導員とか、そういうふうなものをはじめ、66種類ありまして、総勢が235人でございます。これには、いわゆる産業医の先生、それから公民館の管理人というふうなものも含まれております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） かなり多くの嘱託職員の方が市のために働いていらっしゃるという状況でございますが、嘱託職員の任用期間は5年を限度とされておりますけれども、これは法的根拠とされている地方公務員法には、この期限の定めはありません。経験を積

んで、それなりに仕事が熟度を増してきた方に対して、5年で雇いどめというのは、本来あってはならないものというふうに私は考えますが、少なくとも、現在就労している人が1年待たないと、再試験が受けられない状況が今あるわけです。1年待たないと再試験が受けられない状況はなくすべきだというふうに考えますけれども、このあたりの御見解をお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 嘱託職員につきましては、現在、今、議員おっしゃったように、一年一年の雇用で、5年を更新の上限と、今いたしております。これは一応、ちょっと根拠としては非常に薄いと自分でも思っているんですが、専門知識を有する者の期間を定める場合は5年を超えてはならない、これは労働基準法上の規定でございます。これはどちらかといえば労働者を守るための規定でございまして、それを準用しているというのがいいのかどうかというのは多少疑問があるところではございますけれども、私どもとしては、まず1点目といいますか、大きくあるのは、市民の方から、なぜこの方はずっとお勤めになっているのかというふうな御意見をいただくことが間々あります。

そういうふうなことも考えまして、基本的には広く雇用の場を市民に開放するという意味で、一応、今、更新は5年ということで考えさせていただいているところでございます。通常は1年をあけて、また改めて応募することについては、特に制限はないんですけれども、今、議員御要望といいますか、のように、すぐ5年後に、また6年目を雇用するということは、いろいろほかの問題も出てきますので、今現在では、すぐに継続で応募できるという形のものにしたいというふうには考えておりません。

ただ、これはちょっと調べましたところ、県内でもそういう継続して応募できるという形をとっている市があるようでございますので、ちょっとその辺の法的な裏づけとか、それから実際の任用の状況、事情というふうなものをちょっと検討させていただいて、研究させていただきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 今の御答弁、いろいろちょっと問題点があるというふうに思いますが、現在、就労している人は公募に応じる資格を認めない、試験が受けられない、再応募の権利を奪うというのは、これは地方公務員法の第13条の平等取扱違反になるのではないかと、こういう懸念があります。続けて雇用しろと言っているのではなくて、私は最低、再試験、試験を受ける、そういうことを認めなさいよということを言っているわけです。

県内では、宇部市がこのたび5年の任用期間が満了した者の再受験について実施をする

と、見直しを行いました。県内でも——県内の状況を調べてみるとおっしゃいますけれども、ちょっと調べてみましたら、防府市のような立場に立っている自治体というのは極めて少ないですね。試験を受ける、そういう資格を認めなさいということで、続けて雇用しなさいということは一つも言ってないです。試験を受けることを認めてほしいと、そういうことなんです。これはやはり全国的にもこの問題についてはしっかり取り組んでおられる自治体が増えておりますし、宇部市の場合ですと、すばらしいなと思ったんですが、宇部市はなぜこういう再試験を認めたかという、いろんな議論の中で、「知識と経験豊かなベテラン職員の排除は宇部市にとっても損失との認識に立ち」と、恐らく1年ごとの計で5年間勤めた、もう一度6年目をスタートするという場合、そういう方の職場というのは恐らくいろんな知識や経験がたくさん必要な、そういう職場であろうと思うんです。そういうことからこういうお話が出たんだろうと思いますけれども、試験を再度受けることをなぜ認めてもらえないのか、本当に私は疑問です。続けて雇用しなさいとは言っていないですよ。試験を受けることですよ。改めて、この問題については御見解をお尋ねいたしたいと思いますし、今後ともいろんな形で取り上げていきたいと思いますが、いかがですか、もう一度御答弁お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 雇用という面、雇用といいますか、雇用される立場という面から言いますと、議員おっしゃることはごもっともだと思います。採用するほうにいたしましても、専門性の知識の蓄積をした方を採用させていただくということは非常にありがたいことであり、有効なことだというふうに思っております。

ただ、まず、さっき言いました、いわゆる市民に対する雇用機会の提供というんですか、それが一つあるのと、それから、今度逆に実際に雇用する立場になりますと、今度は恐らく応募されると、一番条件としてはぴったりはまる方になると、継続雇用ということが前提に見えてくる部分がございます。

今、御提案のことをここの場で、今後一切いたしませんというふうな回答をするつもりはございませんが、先ほど今議員のほうからもお話ありました宇部市さんがやっていらっしゃるということも聞いておりますし、ほかの市もどういう形で進めておられるのか、改めて検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 県内の状況を見ながら検討していくという御回答でしたので、こういう問題で本当、ちょっとつまづくというのは心外だったですけれども、試験を誰でも受けられるということが当たり前じゃないですか、ぜひ検討していただきたいと思いま

す。

もう一点御紹介したいのが、2009年4月24日、総務省が各地方自治体への通知を出しております。ここで言っているのは、こういうふうに言ってます。「成績主義や平等主義の原則のもと、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはあり得るものである」と、こういうふうな国の見解です。そういったことも紹介をしておきます。質問の時間の制約もありますので、この問題につきましては今後とも取り組んでいきたいということを述べまして、次の2番目の女性職員の管理職登用の問題に移ります。

この管理職登用につきましては、いろいろ全国の取り組みを調べてみました。宮崎市では女性職員の活躍推進プランというのを策定されております。8つの推進に向けた取り組み、例えば人事配置における男女差の解消、女性職員を対象にした活躍推進のための研修の実施、それからワーク・ライフ・バランス確保の観点から、時間外勤務の削減等々、いろんな課題を整理して、具体的に取り組んでおられます。

職員の意識調査、あるいは意見交換会を踏まえての取り組みでございまして、やはり防府市でもこういった構えが必要ではなかろうかと感じております。今、市長さんのほうから、今後とも防府市では積極的に取り組みたいという、そういう御発言がございましたので、大変期待をいたしておりますが、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

この項は、これで終わりたいと思います。

それでは、質問の最後は、学校施設の整備についてお尋ねをいたします。

小・中学校の特別教室への扇風機の設置と改築校や必要とされる教室等へのエアコンの設置について御見解をお伺いいたします。

気象庁は、最近の日本の高温について、状況を発表いたしました。特に西日本の夏平均気温平年差はプラス1.2度となり、統計を開始した1946年以降、最も高くなりました。全国の複数の地点で、40度以上の気温が観測をされております。室内においても熱中症で倒れ、亡くなる方もございました。県内では16観測地点のうち、7月、8月に6カ所で最高気温が観測史上最高となりまして、防府市では37.7度を記録したと伝えられております。こうした中、今の小・中学校の教室の現状は、夏季では30度以下、最も望ましい温度は25度から28度、これは文部科学省の学校環境衛生基準でございすけれども、この基準から全く逸脱をいたしております。

昨年度9月議会で、暑さ対策として小・中学校の教室に扇風機をと質問させていただきましたが、全ての普通教室に夏に間に合うよう設置していただきました。本当にありがとうございました。児童・生徒から、あるいは先生方からも大変喜ばれております。児童・生徒が健康的な学校生活を送れるようにするため、また学習しやすい環境の中で勉強でき

るようにするためには、特別教室の対応も考えなければなりません。特別教室への扇風機の設置についてどのようにお考えでしょうか。

また、改築される学校へのエアコン設置、右田小学校は新幹線騒音などを考慮して、また桑山中学校は防音事業として、エアコンがこのたび設置されることになっております。今後改築されるほかの学校につきましても実施がされるように求めたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

さらに、扇風機では済まない教室などに、必要とされる場合、エアコンの設置を行っていただきたいと思います。この点でも御答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 学校施設の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、特別教室への扇風機の設置についてでございます。

御承知のとおり、教育委員会では全ての小・中学校の普通教室に一教室当たり4台、総数で1,584台の壁かけ型扇風機を本年5月までに設置いたしております。

しかしながら、小・中学校の特別教室のうち、理科室、家庭科室、図工室などの特別教室には、エアコンはもちろん、扇風機等も設置しておりません。

これにつきましては、昨年度、教室への扇風機導入の際には、特別教室への設置も含めて検討いたしました。その時点で、今、御紹介がありましたように、右田小学校、桑山中学校の改築の事業がございまして、改築をいたしますと、今回、市でも初めてでございますけど、空調を導入いたします。その場合、現在つけております扇風機のほうが必要なくなるということになりまして、この扇風機を再利用というか、この扇風機を特別教室のほうに順次設置すれば、もったいないという言葉が通用しなくなるのではないかというふうに考えまして、今回は特別教室のほうに設置を見送っております。

児童・生徒が1日の大半を過ごす普通教室の扇風機でございます。学校から児童・生徒の健康的で学習しやすい環境づくりに大きな効果を発揮したとの報告を受けておりまして、特別教室への扇風機設置も同様の効果が見込まれます。今後、利用度の高い教室、通風のよくない教室を優先的ではございますが、年次的に設置してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、改築校のエアコン設置についての御質問でございますが、今年度から建設に着手いたします右田小学校、桑山中学校につきましては、普通教室にもエアコンを設置することといたしております。これは、右田小学校につきましては学校敷地南側への校舎改築による新幹線騒音への対策といたしまして、また、桑山中学校は航空機騒音の防音区域内に

ございます。同様に、騒音対策が必要との理由によるものでございます。今後は改築を予定しております学校へのエアコン設置につきまして、騒音等による学習環境への影響など、個々の学校の実情に応じまして検討していく考えでございます。

最後に、必要とされる教室へのエアコン設置についてでございますが、学校の中には校舎の配置により通風がよくない教室、あるいは学校というか、校舎の屋上からの照りつけなどによりまして、ほかの教室よりも室温が高い教室もございます。このような教室につきましては、児童・生徒の熱中症予防などの健康管理上の観点から、各学校の状況に応じ、エアコン設置などを含めた適切な対策が必要であると考えております。教育委員会といたしましては、児童・生徒にとりまして健康的で学習しやすい教育環境づくりのため、今後学校施設のさまざまな整備に努めてまいる所存でございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、文部科学省の示す学校環境衛生基準に従って、望ましい室温のもとで学習できる環境を整えていく、これはやはり行政の責任だと思います。私はいつも思うんですけども、人が集まる公共施設で、こうした冷暖房装置がないというのは——学校ですよね、学校が本当特別なところというふうな感じがいたしますけれども、本当に子どもたちが学習できる環境、望ましい室温のもとで学習できる環境を整えていくというのは、本当、急務ではないかというふうに感じております。行政の責任だと思います。

特別教室への扇風機の設置、これは何台ぐらいになるのか。そして、もし予算的に試算されておりましたら御答弁をお願いしたいと思います。ただいま答弁をお聞きすると、年次計画ではないけれども、徐々にというふうな感じでございましたので、それでは余りにも暑過ぎる季節が幾度も過ぎていくのではないかというふうに思いますが、早急につけていただきたいという思いがありますので、そのあたりちょっとお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

市内の小・中学校につきまして、理科室、家庭科室、図工室など、エアコンや扇風機が設置されていない教室は212教室ございます。教室の広さによりまして設置をしようとする扇風機の台数は異なるわけでございますが、おおよそ1,022台、この個数が必要になると考えております。

それから、これ以外でございますけど、学校には会議室、放送室、いわゆる管理するためのいろんな諸室がございます。そういったところも一応考えてみますと、1,022台

と今申し上げましたけど、合わせますと、大体1, 178台、1, 200台弱というぐらいの設置台数が必要になってくるのではないかと思います。これを今回、普通教室に設置いたしました扇風機の単価のほうから単純に計算いたしますと、約800万円弱、760万円前後ですか、このぐらいの金額が見込まれるということになります。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） ぜひ何年もかけて設置するというのではなくて、もちろん右田小学校や桑山中学校の扇風機も利用していただくということですが、ぜひ早目につけていただくように、これは強く要望いたしておきます。

それから、2点目は、改築の場合、防音事業の対象となっている学校であれば、基本的にエアコンの設置をするというふうに考えていいかどうか、防音事業の対象となっている学校はたしか11校ぐらいあったと思いますが、基本的にそういう考えでいいかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

本市には、いわゆる防音校でございますが、13校ございます。このうち今後改築予定の学校は、桑山中学校、中関小学校、勝間小学校、これが防音の地区に入っている学校でございます。改築の際には、防音の対象校では防衛省の騒音測定の結果を見まして、一定の騒音が検出されれば、改築の際、補助を受けてエアコンを設置することができるというふうになっております。本答弁でも申し上げましたけど、騒音の状況など、学校によって個々に実情が違ってまいりますので、建築に当たりまして、特に全面改築というものが右田小学校だけでございます、全面改築は。その他の学校につきましては棟ごとの改築ということになりますので、全体のバランスも考えていかなければならないというふうに考えております。

したがいまして、個々の学校の実情に応じて検討することといたしたいと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） ことしも記録破りの猛暑でございましたが、ぜひ早期に扇風機、あるいはエアコン、設置をされまして、児童・生徒が学習しやすい環境の中で勉学に励めるようにしていただきたいと、このことを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、7番、山本議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後２時１８分 延会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２５年９月１２日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 久 保 潤 爾

防府市議会議員 山 田 耕 治